

令和7年6月5日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

目 次

令和7年6月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第50号	一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例等の一部改正について ……………	1頁
議案第51号	一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部改正について ……………	7頁
議案第52号	一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部改正について ……………	20頁
議案第53号	一宮市保健所等設置条例の一部改正について ……………	24頁
議案第54号	一宮市企業の立地の促進に関する条例の一部改正について ……………	29頁
議案第55号	一宮市温水プールの設置及び管理等に関する条例の廃止について ……………	35頁
議案第56号	愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約の変更に関する協議について ……………	37頁
議案第57号	一宮市民会館外壁等改修工事の請負契約の締結について ……………	39頁
議案第58号	環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結について ……………	40頁
議案第59号	旧中央看護専門学校及び旧スケート場の解体工事の請負契約の締結について ……………	41頁
議案第60号	平島公園野球場改修工事の請負契約の締結について ……………	42頁
議案第61号	準用河川千間堀川橋梁改良工事の請負契約の締結について ……………	43頁
議案第62号	新保健所建設工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について ……………	44頁
議案第63号	新保健所建設電気設備工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について ……………	45頁
議案第64号	高機能消防指令センター設備及び消防救急デジタル無線設備の更新業務委託契約の締結について ……………	46頁
議案第65号	簡易防災備蓄倉庫の売買契約の締結について ……………	47頁
議案第66号	和解及び損害賠償の額の決定について ……………	48頁
議案第67号	市道路線の廃止及び認定について ……………	49頁
承認第1号	専決処分の承認について ……………	60頁

報告第6号	専決処分の報告について	65頁
報告第7号	専決処分の報告について	68頁
報告第8号	専決処分の報告について	69頁
報告第9号	専決処分の報告について	70頁
報告第10号	専決処分の報告について	71頁
報告第11号	令和6年度愛知県一宮市一般会計継続費通次繰越額の報告について	72頁
報告第12号	令和6年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額の報告について	74頁
報告第13号	令和6年度愛知県一宮市外崎土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰 越額の報告について	80頁
報告第14号	令和6年度愛知県一宮市水道事業会計継続費通次繰越額の報告につい て	82頁
報告第15号	令和6年度愛知県一宮市水道事業会計予算繰越額の報告について	84頁
報告第16号	令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額の報告につ いて	86頁
報告第17号	令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額の報告について	88頁
報告第18号	一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について	94頁
報告第19号	一宮市土地開発公社の経営状況の報告について	107頁
報告第20号	一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について	129頁
報告第21号	いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について	143頁

議案第50号

一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例等の一部改正について

一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令(平成20年政令第120号)の一部改正に伴い、退隠料及び扶助料の最低保障額並びに扶助料に係る寡婦加算額を引き上げるため、本案を提出する。

一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(昭和41年一宮市条例第37号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則 (長期在職者の退隠料等年額についての特例) 第3条 退隠料又は扶助料で、<u>令和6年4月分</u>以降の年額が次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする 【別記 参照】 2 <u>令和6年3月31日</u>以前に給与事由の生じた前項に規定する退隠料又は扶助料の同月分までの年額については、なお従前の例による。</p>	<p>付 則 (長期在職者の退隠料等年額についての特例) 第3条 退隠料又は扶助料で、<u>令和7年4月分</u>以降の年額が次の表の左欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする 【別記 参照】 2 <u>令和7年3月31日</u>以前に給与事由の生じた前項に規定する退隠料又は扶助料の同月分までの年額については、なお従前の例による。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

退隠料又は扶助料	金額
65歳以上の者に給する退隠料	1,163,300円
65歳未満の者に給する退隠料	872,400円
扶助料	813,400円

改正案

退隠料又は扶助料	金額
65歳以上の者に給する退隠料	1,185,900円
65歳未満の者に給する退隠料	889,400円
扶助料	829,200円

(一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する

条例(昭和51年一宮市条例第33号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (扶助料の年額に係る加算の特例)	付 則 (扶助料の年額に係る加算の特例)
第3条 職員遺族扶助料条例(大正10年第13号議決。以下「第13号議決」という。)第2条第1号又は第3号に規定する扶助料を受ける者が妻であって、その妻が次の各号の一に該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。 (1) 扶養遺族(恩給法第75条第3項に規定する扶養遺族をいう。)である子(18歳以上20歳未満の子にあつては、重度障害の状態にある者に限る。)が2人以上ある場合 <u>273,900円</u> (2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が1人ある場合 <u>156,400円</u> (3) 60歳以上である場合(前2号に該当する場合を除く。) <u>156,000円</u>	第3条 略 (1) 扶養遺族(恩給法第75条第3項に規定する扶養遺族をいう。)である子(18歳以上20歳未満の子にあつては、重度障害の状態にある者に限る。)が2人以上ある場合 <u>279,100円</u> (2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が1人ある場合 <u>159,400円</u> (3) 60歳以上である場合(前2号に該当する場合を除く。) <u>159,000円</u>
2 略	2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成12年一宮市条例第45号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (退隠料等の年額の改定)	付 則 (退隠料等の年額の改定)
第2条 職員又はその者の遺族に給する退隠料又は扶助料については、 <u>令和6年4月分以降</u> 、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する付則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例(昭和24年一宮市条例第7号。一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条	第2条 職員又はその者の遺族に給する退隠料又は扶助料については、 <u>令和7年4月分以降</u> 、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する付則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例(昭和24年一宮市条例第7号。一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条

<p>例(昭和37年一宮市条例第38号)付則その他退隠料又は扶助料に関する条例を含む。以下同じ。)の規定によって算出して得た年額に改定する。</p> <p>付則別表(付則第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>例(昭和37年一宮市条例第38号)付則その他退隠料又は扶助料に関する条例を含む。以下同じ。)の規定によって算出して得た年額に改定する。</p> <p>付則別表(付則第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)	退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)
1, 147, 000	1, 178, 000	2, 646, 800	2, 718, 300
1, 197, 800	1, 230, 100	2, 735, 200	2, 809, 100
1, 250, 000	1, 283, 800	2, 787, 300	2, 862, 600
1, 301, 700	1, 336, 800	2, 938, 000	3, 017, 300
1, 354, 600	1, 391, 200	3, 012, 900	3, 094, 200
1, 387, 400	1, 424, 900	3, 090, 900	3, 174, 400
1, 420, 300	1, 458, 600	3, 241, 400	3, 328, 900
1, 457, 600	1, 497, 000	3, 393, 000	3, 484, 600
1, 510, 800	1, 551, 600	3, 432, 600	3, 525, 300
1, 556, 600	1, 598, 600	3, 557, 900	3, 654, 000
1, 599, 400	1, 642, 600	3, 735, 700	3, 836, 600
1, 651, 000	1, 695, 600	3, 911, 900	4, 017, 500
1, 703, 100	1, 749, 100	4, 020, 600	4, 129, 200
1, 759, 800	1, 807, 300	4, 126, 700	4, 238, 100
1, 817, 200	1, 866, 300	4, 342, 000	4, 459, 200
1, 888, 700	1, 939, 700	4, 552, 800	4, 675, 700
1, 933, 900	1, 986, 100	4, 594, 200	4, 718, 200
1, 992, 000	2, 045, 800	4, 758, 000	4, 886, 500
2, 048, 700	2, 104, 000	4, 964, 600	5, 098, 600
2, 161, 000	2, 219, 300	5, 170, 100	5, 309, 700
2, 191, 200	2, 250, 400	5, 374, 200	5, 519, 300
2, 277, 800	2, 339, 300	5, 503, 100	5, 651, 700
2, 392, 800	2, 457, 400	5, 640, 400	5, 792, 700
2, 520, 000	2, 588, 000	5, 904, 900	6, 064, 300
2, 584, 900	2, 654, 700		
備考			

退隠料又は扶助料年額の計算の基礎となっている給料年額が5,904,900円を超える場合には、当該給料年額を仮定給料年額とする。

改正案

退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)	退隠料又は扶助料年額の 計算の基礎となっている 給料年額(円)	仮定給料年額(円)
1,178,000	1,200,900	2,718,300	2,771,200
1,230,100	1,254,100	2,809,100	2,863,800
1,283,800	1,308,800	2,862,600	2,918,300
1,336,800	1,362,900	3,017,300	3,076,100
1,391,200	1,418,300	3,094,200	3,154,500
1,424,900	1,452,600	3,174,400	3,236,200
1,458,600	1,487,100	3,328,900	3,393,700
1,497,000	1,526,100	3,484,600	3,552,500
1,551,600	1,581,800	3,525,300	3,593,900
1,598,600	1,629,800	3,654,000	3,725,100
1,642,600	1,674,600	3,836,600	3,911,300
1,695,600	1,728,600	4,017,500	4,095,800
1,749,100	1,783,100	4,129,200	4,209,600
1,807,300	1,842,500	4,238,100	4,320,700
1,866,300	1,902,600	4,459,200	4,546,100
1,939,700	1,977,500	4,675,700	4,766,800
1,986,100	2,024,800	4,718,200	4,810,100
2,045,800	2,085,600	4,886,500	4,981,600
2,104,000	2,145,000	5,098,600	5,197,900
2,219,300	2,262,600	5,309,700	5,413,100
2,250,400	2,294,200	5,519,300	5,626,800
2,339,300	2,384,900	5,651,700	5,761,700
2,457,400	2,505,300	5,792,700	5,905,500
2,588,000	2,638,400	6,064,300	6,182,400
2,654,700	2,706,400		

備考

退隠料又は扶助料年額の計算の基礎となっている給料年額が6,064,300円を超える場合には、当該給料年額を仮定給料年額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例付則第3

条の規定、第2条の規定による改正後の一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例等の一部を改正する条例付則第3条第1項の規定並びに第3条の規定による改正後の一宮市退隠料遺族扶助料退職及死亡給与金条例臨時特例条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例付則第2条及び付則別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案第51号

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部改正について

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、個人住民税の特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備、軽自動車税の種別割に係る二輪車の車両区分の見直し等を行い、及び条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市市税条例及び一宮市都市計画税条例の一部を改正する条例

(一宮市市税条例の一部改正)

第1条 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、愛知県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____ (第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、愛知県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超</p>

えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(5) 略

(6) 所得税法施行令第217条第4号に掲げる学校法人又は同号に掲げる私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の規定により設立された法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、これらの法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(7)・(8) 略

(9) 所得税法第78条第3項 _____ に規定する特定公益信託(愛知県知事又は愛知県教育委員会の所管に属する公益信託であるものに限る。)の信託財産とするために支出した金銭 _____

(10) 略

(11) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの

2 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者で賦課期日現在市内に住所を有するものは、3月15日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的

えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(5) 略

(6) 所得税法施行令第217条第4号に掲げる学校法人又は同号に掲げる私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の規定により設立された法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、これらの法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(7)・(8) 略

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託 _____ (愛知県知事 _____ の所管に属する公益信託であるものに限る。)の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金 _____

(10) 略

(11) 前各号に掲げるもののほか、所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び _____

租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの

2 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者で賦課期日現在市内に住所を有するものは、3月15日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的

年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額

_____の控除に関する事項

年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は

特定親族特別控除額の控除に関する事項

(6) 略
2～8 略
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)
第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 扶養親族_____の氏名
- (4) 略

2～6 略
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)

(6) 略
2～8 略
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)
第36条の3の2 略

- (1)・(2) 略
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) 略

2～6 略
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る

_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 略

2～5 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの_____又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの_____又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円

エ 略

(2)・(3) 略

所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～5 略

(種別割の税率)

第82条 略

(1) 略

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円

エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額2,400円

オ 略

(2)・(3) 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は 身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)

_____を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)

又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)

_____を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の

2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、

有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 略

3・4 略

付 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～13 略

運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) 略

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4・5 略

付 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～13 略

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する

14・15 略
第16条の2 略

管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15・16 略
第16条の2 略

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただ

し、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこの

みの品目のもの

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市都市計画税条例の一部改正)

第2条 一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>付 則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 第15条・第16条 略 第17条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、<u>第37項、第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>付 則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 第15条・第16条 略 第17条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、<u>第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第34条の2、第36条の2第1項、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに次条第1項から第4項までの規定 令和8年1月1日
- (2) 第1条中付則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び付則第5条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第1条中第34条の7第1項の改正規定(第6号を除く。)及び付則第4条の2を削る改正規定並びに次条第5項の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の一宮市市税条例(以下「新市税条例」という。)第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新市税条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」

とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新市税条例第36条の3の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新市税条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新市税条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の一宮市市税条例(以下「旧市税条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧市税条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新市税条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第3号に掲げる規定による改正後の一宮市市税条例第34条の7第1項(第9号及び第11号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第9号及び第11号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新市税条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新市税条例付則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、一宮市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新市税条例付則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 一宮市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新市税条例付則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新市税条例付則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じ

て計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(都市計画税に関する経過措置)

第6条 第2条の規定による改正後の一宮市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第52号

一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部改正について

一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令(令和6年内閣府・厚生労働省令第3号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第17号)の施行に伴い、就労選択支援の事業を行う指定障害福祉サービス事業者について非常災害に備えて必要な設備を設けること等を義務とし、指定障害者支援施設の事業に係る一般原則に利用者の意向確認等に係る措置を講ずること等を加え、並びに条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例(令和2年一宮市条例第52号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(療養介護等の事業に係る指定障害福祉サービスの事業に係る非常災害対策)</p> <p>第5条 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練_____、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第13条 法第44条第1項及び第2項の条例で定める基準は、<u>次条及び第15条</u> _____に定めるところによる。</p>	<p>(療養介護等の事業に係る指定障害福祉サービスの事業に係る非常災害対策)</p> <p>第5条 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、<u>就労選択支援</u>、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第13条 法第44条第1項及び第2項の条例で定める基準は、<u>次条から第15条までに</u> _____に定めるところによる。</p> <p><u>(指定障害者支援施設の一般原則)</u></p> <p><u>第13条の2 指定障害者支援施設は、利用者(施設障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下この条において同じ。)の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場</u></p>

に立った施設障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この項において同じ。)の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

(準用)

第14条 第5条から第7条までの規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、第5条第1項中「利用者」とあるのは「利用者(施設障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下この条において同じ。)」

(準用)

第14条 第4条から第7条までの規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、第4条第1項中「障害者及び障害児」とあるのは「障害者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「施設障害福祉サービスを」と、同条第2項中「利用者又は障害児の保護者」とあるのは「利用者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「施設障害福祉サービスを」と、第

と、第

6条中「指定障害福祉サービスに」とあるのは「施設障害福祉サービスに」と読み替えるものとする。

(準用)

第28条 第4条、第5条及び第7条の規定は、障害者支援施設について準用する。この場合において、第4条第1項中「障害者及び障害児」とあるのは「障害者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「施設障害福祉サービスを」と、同条第2項中「利用者又は障害児の保護者」とあるのは「利用者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「施設障害福祉サービスを」と読み替えるものとする。

6条中「指定障害福祉サービスに」とあるのは「施設障害福祉サービスに」と読み替えるものとする。

(準用)

第28条 第5条、第7条及び第13条の2の規定は、障害者支援施設について準用する。この場合において、第5条第1項中「利用者」とあるのは、「利用者(施設障害福祉サービスを利用する障害者をいう。以下この条において同じ。)」

_____と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

一宮市保健所等設置条例の一部改正について

一宮市保健所等設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市保健所の位置を変更し、及び水質検査等に係る手数料を新設するため、本案を提出する。

一宮市保健所等設置条例の一部を改正する条例

一宮市保健所等設置条例(令和2年一宮市条例第42号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(名称、位置等)</p> <p>第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 略</p> <p>3 動物愛護事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>別表第2(第5条関係)</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p>	<p>(名称、位置等)</p> <p>第2条 略</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>別表第2(第5条関係)</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>99の項から102の項までに規定する手数料について、市長が別に定める原材料等(以下この項において「原材料等」という。)を要する場合における当該検査に係る手数料の金額は、それぞれ当該検査に係る手数料の金額の欄に掲げる金額に原材料等の実費の額を加算して得た額とする。</u></p> <p>4 <u>99の項から102の項までに規定する手数料は、当該手数料に係る区分の欄に掲げるもの以外の検査を行う場合においては、当該検査に係る手数料の金額は、市長がその都度定める額とする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

名称	位置	所管区域
一宮市保健所	一宮市古金町1丁目3番地	一宮市の区域

改正案

名称	位置	所管区域

一宮市保健所	一宮市和光2丁目1番36号	一宮市の区域
--------	---------------	--------

【別記2】

現行

名称	位置
一宮市動物愛護事務所	一宮市貴船町3丁目2番地

改正案

名称	位置
一宮市動物愛護事務所	一宮市和光2丁目1番36号

【別記3】

現行

	手数料に係る事務	手数料名	区分	単位	金額(円)	備考
略						
98	略					

改正案

	手数料に係る事務	手数料名	区分	単位	金額(円)	備考
略						
98	略					
99	水質検査	水質の理学検査手数料	一般検査	1件	5,800	
				1件	5,600	
			項目検査	1項目	700	
				1項目	1,300	
				1項目	2,600	
				1項目	2,800	(一斉に検査を行うことができる場合は、2項目目からは1

					項目につ き1,000)	
		水質の微生物検査手数料	項目検査	簡易法	1項目	1,400
				精密法	1項目	11,900
100	クリーニング業法に基づく消毒を要する洗たく物の検査	おしぼりの検査手数料	一般検査		1件	8,100
101	食品衛生法及び食品表示法に基づく検査	食品衛生法等適否検査手数料	項目検査	定性分析	1成分	2,500
				定量分析	1成分	3,600
			一般検査	微生物検査	1件	2,800
		飲食物の理化学検査手数料	項目検査	定性分析	1成分	1,700
				定量分析	1成分	7,300
		飲食物の微生物検査手数料	項目検査	簡易法	1項目	2,600
				精密法	1項目	12,600
		機器分析検査手数料	一般検査	質量分析装置を用いる検査	1件	57,700 (1件が4成分を超える場合は、4成分を超える1成分ごとに14,300円を加えた額)
				高速液体クロマトグラフ等の機器を用いる検査	1件	11,700 (1件が4成分を超える場合は、4成分を超える1成分ごとに2,800円を加えた額)
102	病原微生物の検査	ふん便の微生物検査手数料	一般検査	赤痢菌及びサルモネラ属菌(2項目)	1件	580

			赤痢菌、サルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌0157(3項目)	1件	1,050	
--	--	--	--------------------------------	----	-------	--

付 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、規則で定める日から施行する。

一宮市企業の立地の促進に関する条例の一部改正について

一宮市企業の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

高度先端産業立地促進奨励金を要綱に基づき交付することに伴い当該奨励金の規定を削除し、賃借型立地奨励金を廃止し、奨励措置に係る要件から雇用に係るものを削除し、立地促進奨励金について補助の対象を変更し、及び条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市企業の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一宮市企業の立地の促進に関する条例(平成14年一宮市条例第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(奨励措置)</p> <p>第3条 市長は、事業者に対し、予算の範囲内で、次に掲げる奨励措置を講ずるものとする。ただし、<u>第1号から第3号までに掲げる奨励措置については、同一の事業者に対し重複して適用することができないものとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 高度先端産業立地促進奨励金の交付</u></p> <p><u>(3)・(4) 略</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(高度先端産業立地促進奨励金の交付)</u></p> <p>第6条 <u>前条第1号オ、第2号及び第3号の規定に該当する事業者のうち、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものが市内に事業所の新設等を行う場合には、高度先端産業立地促進奨励金を交付する。</u></p> <p><u>(1) 事業所の新設等に係る投下固定資産総額(土地に係るものを除く。)が50億円(当該事業所の新設等を行う事業者が中小企業者である場合にあつては2億円、新設等に係る事業所が研究所である場合にあつては5億円(中小企業者が新設等をした研究所である場合にあつては、2億円))以上であること。</u></p> <p><u>(2) 事業所(研究所を除く。以下この号において同じ。)の操業開始に伴い、新たに常用雇用従業員を20人(当該事業所の操業開始を行う事業者が中小企業者である場合にあつては、5人)以上雇用すること。</u></p> <p>2 <u>高度先端産業立地促進奨励金の額は、当該事業所の新設等に係る投下固定資産総額(土地に係るものを除く。)の10パーセン</u></p>	<p>(奨励措置)</p> <p>第3条 市長は、事業者に対し、予算の範囲内で、次に掲げる奨励措置を講ずるものとする。ただし、<u>第1号及び第2号</u>に掲げる奨励措置については、同一の事業者に対し重複して適用することができないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)・(3) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>第6条 削除</p>

ト(当該事業所が研究所である場合にあつては、20パーセント)に相当する額とする。ただし、その額が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 10億円

(2) 当該事業所が愛知県から直接愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けることのできる事業所である場合 5億円

3 前項本文の規定にかかわらず、事業所の新設等に係る建物が賃借による場合又は既設の工場(電子計算機に係るプログラムの作成を行う事業にあつては、事業場)若しくは研究所の建物内に新たに機械設備を設置する場合における同項本文の規定の適用については、同項本文中「10パーセント」とあるのは「5パーセント」と、「20パーセント」とあるのは「10パーセント」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 前2項の規定により交付すべき高度先端産業立地促進奨励金の額が5億円を超える場合においては、これを2年間に分割して交付することができる。

(端数計算)

第9条 第5条から前条まで の規定による奨励金の額に1,000円未満の端数金額が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(奨励措置の適用の取消し等)

第12条 市長は、適用事業者が奨励措置の適用期間(当該期間が操業開始をした日から5年を経過する日までに満了する場合にあつては、操業開始をした日から5年を経過する日までの期間。以下この条において同じ。)内に次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、奨励措置の決定を取り消し、奨励措置を停止し、又は既に実行した

(端数計算)

第9条 第5条、第7条及び前条の規定による奨励金の額に1,000円未満の端数金額が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

(奨励措置の適用の取消し等)

第12条 略

<p>奨励措置に係る金額の全部若しくは一部の返還を命ずること(以下この条において「取消し等の命令」という。)ができる。ただし、第5号から第8号までのいずれかに該当することによる取消し等の命令については、奨励措置の適用期間満了後においても行うことができる。</p> <p>(1) <u>第5条から第8条まで</u> に規定する奨励金の交付要件を欠くこととなった場合</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>(1) <u>第5条、第7条及び第8条</u>に規定する奨励金の交付要件を欠くこととなった場合</p> <p>(2)～(8) 略</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 一宮市企業の立地の促進に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>賃借型立地 土地及び家屋を賃借することにより、事業所の新設等を行うことをいう。</u></p> <p><u>(6)及び(7) 削除</u></p> <p>(8) <u>投下固定資産総額</u> 事業者が事業所の新設等に要した費用のうち、土地、家屋及び償却資産の取得費の合計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)をいう。ただし、土地については、家屋の建設に係る工事に着手する日前3年以内に取得したものに限るものとする。</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 市長は、事業者に対し、予算の範囲内で、次に掲げる奨励措置を講ずるものとする。<u>ただし、第1号及び第2号に掲げる奨</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)から(7)まで 削除</u></p> <p>(8) <u>固定資産取得費用</u> 事業者が事業所の新設等に要した費用のうち、土地、家屋及び償却資産の取得費の合計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)をいう。ただし、土地については、家屋の建設に係る工事に着手する日前3年以内に取得したものに限るものとする。</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p><u>(12) 固定資産評価額 地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格をいう。</u></p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 市長は、事業者に対し、予算の範囲内で、次に掲げる奨励措置を講ずるものとする。</p>

励措置については、同一の事業者に対し重複して適用することができないものとする。

(1) 略

(2) 賃借型立地奨励金の交付

(3) 略

2 略

(立地促進奨励金の交付)

第5条 次の各号に掲げるすべての要件に該当する事業者には、_____当該事業所の新設等に要した投下固定資産総額_____の5パーセントに相当する額(その額が1億5千万円を超えるときは、1億5千万円)を立地促進奨励金として交付する。

(1) 略

(2) 事業所の新設等に要した投下固定資産総額が5億円(中小企業者にあつては、1億円)以上であること。

(3) 事業所(研究所を除く。)の操業開始に伴い、新たに常用雇用従業員を10人(中小企業者にあつては、5人)以上雇用すること。

第6条 削除

(賃借型立地奨励金の交付)

第7条 第5条第1号及び第3号の規定に該当する事業者のうち、賃借型立地に該当するものには、当該事業所の土地及び家屋の賃貸借に要する経費(敷金、権利金その他これらに類する経費を除く。)の10パーセントに相当する額を賃借型立地奨励金として、操業開始をした日の属する年度の翌年度(その日が3月に属する場合にあつては、翌々年度)から3年間、交付する。ただし、1年当たり120万円を限度とする。

(端数計算)

第9条 第5条、第7条及び前条の規定による奨励金の額に1,000円未満の端数金額が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるも

(1) 略

(2) 略

2 略

(立地促進奨励金の交付)

第5条 次の各号に掲げるすべての要件に該当する事業者には、新設等をした当該事業所に係る土地、家屋及び償却資産の固定資産評価額の合計額の5パーセントに相当する額(その額が1億5千万円を超えるときは、1億5千万円)を立地促進奨励金として交付する。

(1) 略

(2) 事業所の新設等に要した固定資産取得費用が5億円(中小企業者にあつては、1億円)以上であること。

第6条及び第7条 削除

(端数計算)

第9条 第5条及び前条_____の規定による奨励金の額に1,000円未満の端数金額が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるも

のとする。

(奨励措置の適用の取消し等)

第12条 市長は、適用事業者が奨励措置の適用期間(当該期間が操業開始をした日から5年を経過する日までに満了する場合にあっては、操業開始をした日から5年を経過する日までの期間。以下この条において同じ。)内に次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、奨励措置の決定を取り消し、奨励措置を停止し、又は既に実行した奨励措置に係る金額の全部若しくは一部の返還を命ずること(以下この条において「取消し等の命令」という。)ができる。ただし、第5号から第8号までのいずれかに該当することによる取消し等の命令については、奨励措置の適用期間満了後においても行うことができる。

(1) 第5条、第7条及び第8条に規定する奨励金の交付要件を欠くこととなった場合

(2)～(8) 略

のとする。

(奨励措置の適用の取消し等)

第12条 略

(1) 第5条及び第8条に規定する奨励金の交付要件を欠くこととなった場合

(2)～(8) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の一宮市企業の立地の促進に関する条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第4条の規定による申請をする事業者に係る奨励措置について適用し、同日前に同条の規定による申請をした事業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の一宮市企業の立地の促進に関する条例の規定(以下この項において「新条例」という。)は、令和7年9月1日以後に新条例第4条の規定による申請をする事業者に係る奨励措置について適用し、同日前に同条の規定による申請をした事業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

議案第55号

一宮市温水プールの設置及び管理等に関する条例の廃止について

一宮市温水プールの設置及び管理等に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市温水プールを廃止するため、本案を提出する。

一宮市温水プールの設置及び管理等に関する条例を廃止する条例

一宮市温水プールの設置及び管理等に関する条例(昭和58年一宮市条例第27号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正)
- 2 議会の議決に付すべき公の施設に関する条例(昭和39年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(公の施設の廃止) 第2条 次の各号のいずれかに該当する公の施設を廃止しようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。 (1)～(21) 略 (22) <u>一宮市温水プールの設置及び管理等に関する条例(昭和58年一宮市条例第27号)第2条に定める温水プール</u> (23)～(54) 略	(公の施設の廃止) 第2条 略 (1)～(21) 略 (22)～(53) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

議案第56号

愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約の変更に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、別紙のとおり、愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議をするため、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市保健所の位置を変更することに伴い、愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議をするため、本案を提出する。

愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約の一部を変更する規約

愛知県中核市小児慢性特定疾病審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

現行	改正後
(執務場所) 第4条 審査会の執務場所は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 幹事市が一宮市のときは、 <u>一宮市古金町一丁目3番地</u> 一宮市保健所内 (4) 略	(執務場所) 第4条 略 (1)・(2) 略 (3) 幹事市が一宮市のときは、 <u>一宮市和光二丁目1番36号</u> 一宮市保健所内 (4) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規約は、令和7年11月1日から施行する。

一宮市民会館外壁等改修工事の請負契約の締結について

次のとおり一宮市民会館外壁等改修工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 一宮市民会館外壁等改修工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市朝日2丁目5番1号
- 3 工事概要 市民会館外壁等改修工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 192,280,000円
- 6 契約の相手方 一宮市北方町北方字東泉屋郷174番地
株式会社賀真田工務店

環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結について

次のとおり環境センターごみ焼却施設定期修繕工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 環境センターごみ焼却施設定期修繕工事
- 2 工事場所 一宮市奥町字六丁山52番地
- 3 工事概要 ごみ焼却施設の分解、整備及び調整に伴う定期修繕工事
 - (1) 受入供給設備工事一式
 - (2) 燃焼設備工事一式
 - (3) 燃焼ガス冷却設備工事一式
 - (4) 排ガス処理設備工事一式
 - (5) 給排水配管設備工事一式
 - (6) 余熱利用発電設備工事一式
 - (7) 通風設備工事一式
 - (8) 灰出し設備工事一式
 - (9) 電気計装設備工事一式
 - (10) 雑設備工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 456,500,000円
- 6 契約の相手方 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
J F Eエンジニアリング株式会社 名古屋支店

旧中央看護専門学校及び旧スケート場の解体工事の請負契約の締結について

次のとおり旧中央看護専門学校及び旧スケート場の解体工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 旧中央看護専門学校・旧スケート場解体工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市松降1丁目9番21号
- 3 工事概要 旧中央看護専門学校・旧スケート場解体工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 229,790,000円
- 6 契約の相手方 一宮市三条字中34番地4
株式会社吉田組

平島公園野球場改修工事の請負契約の締結について

次のとおり平島公園野球場改修工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 平島公園野球場改修工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市羽衣2丁目5番3号
- 3 工事概要 野球場改修工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 167,200,000円
- 6 契約の相手方 一宮市あずら3丁目9番23号
株式会社三昭堂

準用河川千間堀川橋梁改良工事の請負契約の締結について

次のとおり準用河川千間堀川橋梁改良工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 準用河川千間堀川橋梁改良工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市丹陽町外崎地内
- 3 工事概要 橋梁改良工一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額 167,970,000円
- 6 契約の相手方 一宮市西島町5丁目8番地
昭和土建株式会社

新保健所建設工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、既に議決を得た、新保健所建設工事の請負契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 新保健所建設工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市和光2丁目1番12号他
- 3 工事概要 (1) 新保健所建設工事一式
ア 構造 鉄筋コンクリート造地上4階建
イ 延べ床面積 4,162.21㎡
(2) 外構工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額

当初金額(令和6年3月21日議決)	1,735,800,000円
第1回変更金額(令和6年9月25日議決)	1,773,652,100円
今回変更金額	1,790,999,100円

- 6 契約の相手方 中村・榊原・日愛特定建設工事共同企業体
代表者 一宮市時之島字吹上23番地2
株式会社中村工業
構成員 一宮市北園通2丁目10番地
榊原建設株式会社
構成員 一宮市和光2丁目1番21号
日愛工業株式会社

新保健所建設電気設備工事の請負契約の締結に係る議決内容の変更について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、既に議決を得た、新保健所建設電気設備工事の請負契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 工事名称 新保健所建設電気設備工事(週休2日)
- 2 工事場所 一宮市和光2丁目1番12号他
- 3 工事概要 新保健所建設に伴う電気設備工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札
- 5 契約金額

当初金額(令和6年3月21日議決)	466,023,800円
第1回変更金額(令和6年7月11日専決)	479,672,600円
今回変更金額	485,135,200円

- 6 契約の相手方 大橋・村橋特定建設工事共同企業体
 - 代表者 一宮市小信中島字下郷西20番地
大橋電機株式会社
 - 構成員 一宮市今伊勢町馬寄字志水35番地3
株式会社村橋電機

議案第64号

高機能消防指令センター設備及び消防救急デジタル無線設備の更新業務委託契約の締結について

次のとおり高機能消防指令センター設備及び消防救急デジタル無線設備の更新業務委託契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 契約名称 高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備更新業務委託契約
- 2 場 所 一宮市緑1丁目1番10号
- 3 契約概要 (1) 高機能消防指令センター設備更新工事一式
(2) 消防救急デジタル無線設備更新工事一式
(3) 配線工事一式
(4) 撤去工事一式
- 4 契約方法 指名競争入札
- 5 契約金額 1,280,400,000円
- 6 契約の相手方 名古屋市中区錦一丁目17番1号
日本電気株式会社 東海支社

簡易防災備蓄倉庫の売買契約の締結について

次のとおり一宮市指定避難所において使用する簡易防災備蓄倉庫の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 簡易防災備蓄倉庫
- 2 数 量 25基
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 36,107,500円
- 5 契約の相手方 一宮市千秋町小山字高砂30番地
内外物産株式会社

和解及び損害賠償の額の決定について

車両損傷事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

1 事故の概要

令和6年7月29日、本件和解の相手方(個人。以下「相手方」という。)が、相手方の所有する車両(以下「車両」という。)で一宮市銀座通公共駐車場(以下「駐車場」という。)に進入する際、おりもの感謝祭一宮七夕まつり開催のため駐車場入口前に設置されていた転落防止用ネットが垂れ下がっていたため、車両の上部が当該転落防止用ネットに接触し、車両が損傷した。

2 和解の内容

一宮市は、相手方に対し、本件事故に係る損害賠償金として318,919円を、令和7年7月31日限り、相手方が指定する口座に振り込む方法により支払う。本件事故に関して、本条項に定めるほか、一宮市及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

3 損害賠償の額

318,919円

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月5日提出

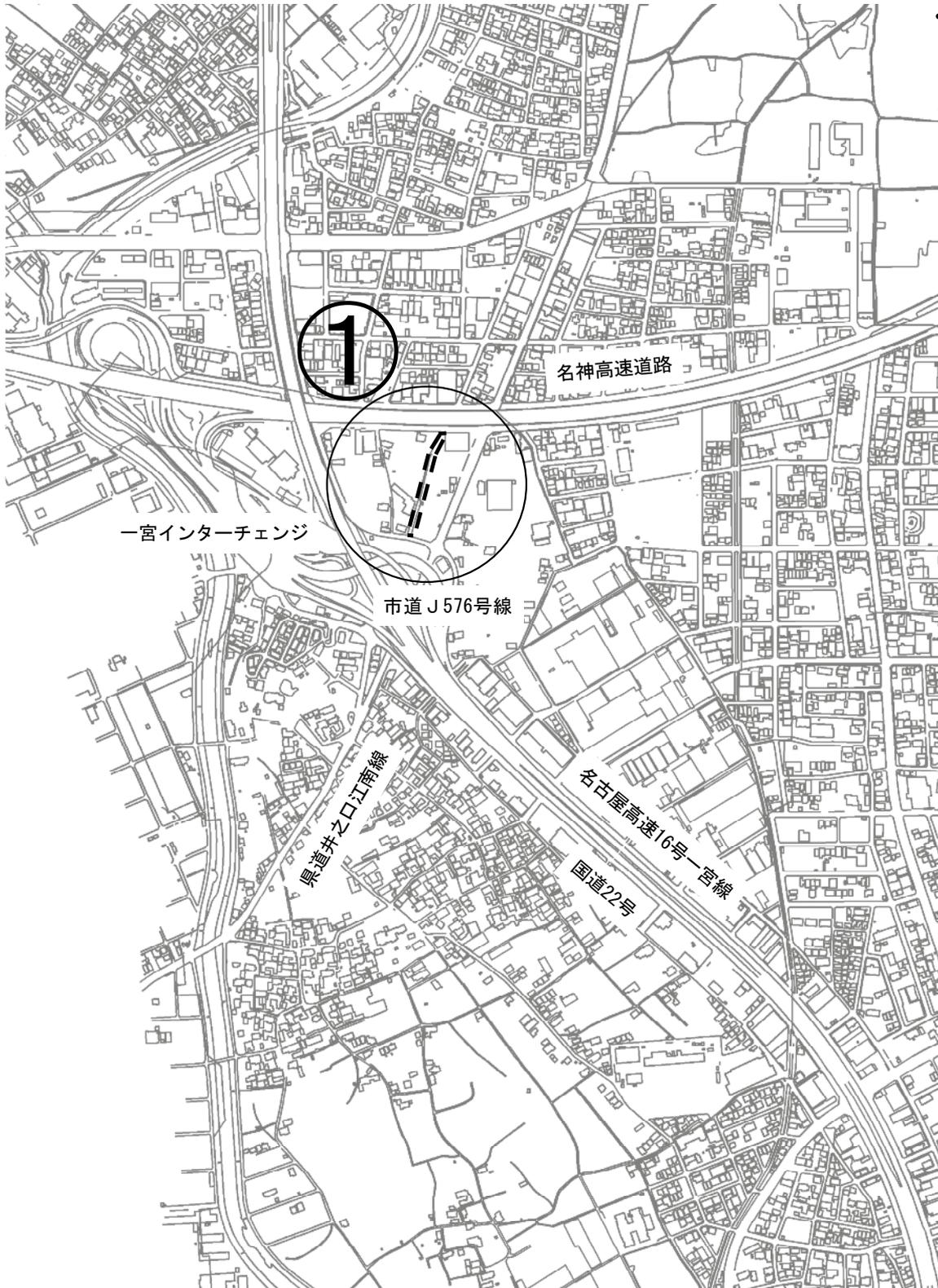
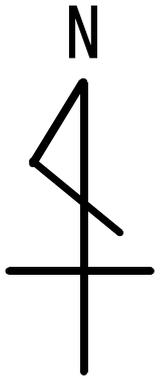
一宮市長 中野正康

凡	例
①	路線廃止整理番号
[---]	路線廃止部分
●	路線廃止起点
▲	路線廃止終点
1	路線認定整理番号
■	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

路線廃止

案内図

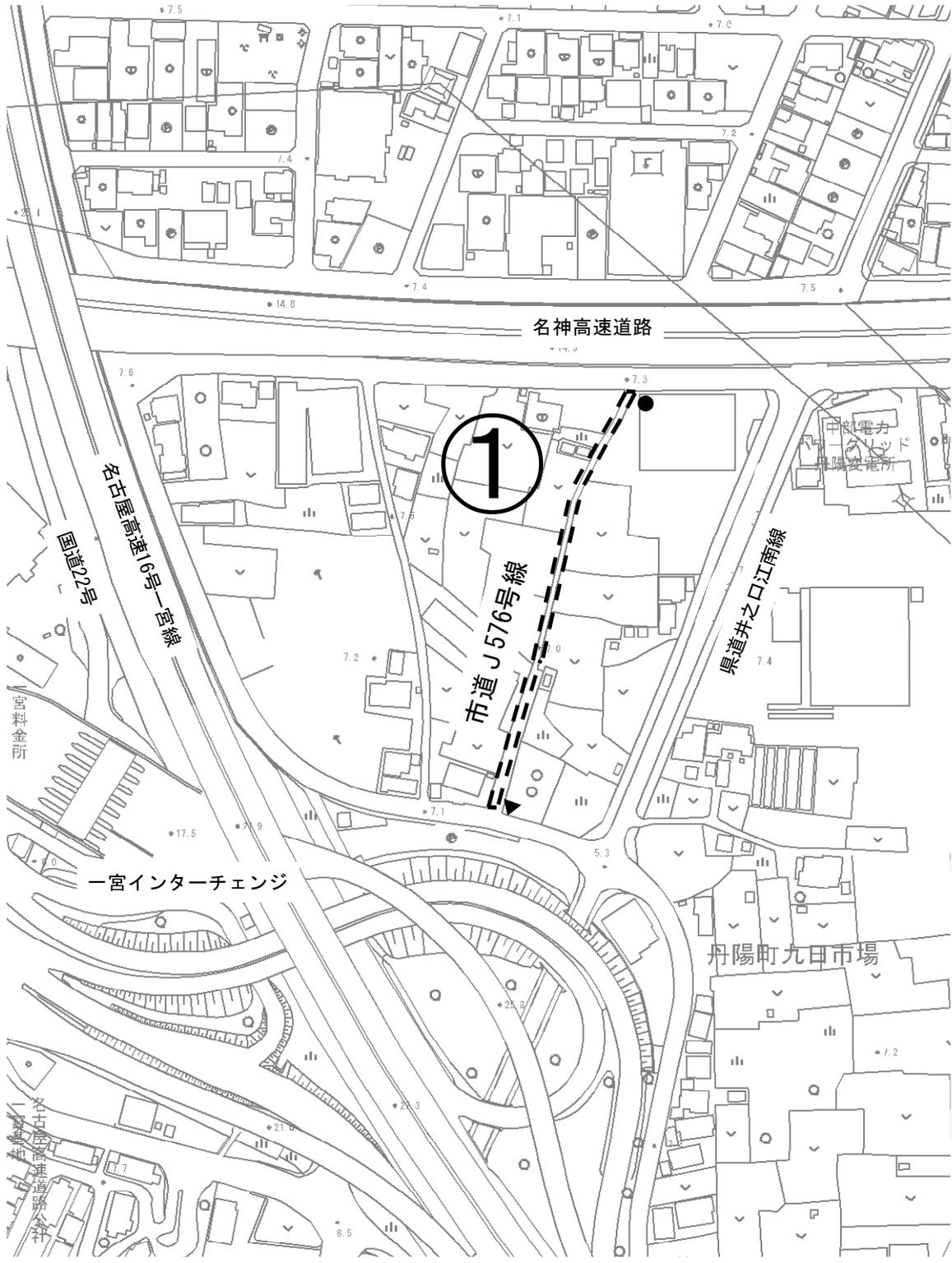
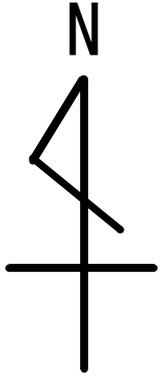
S=1 / 10,000



路線廃止

位置図

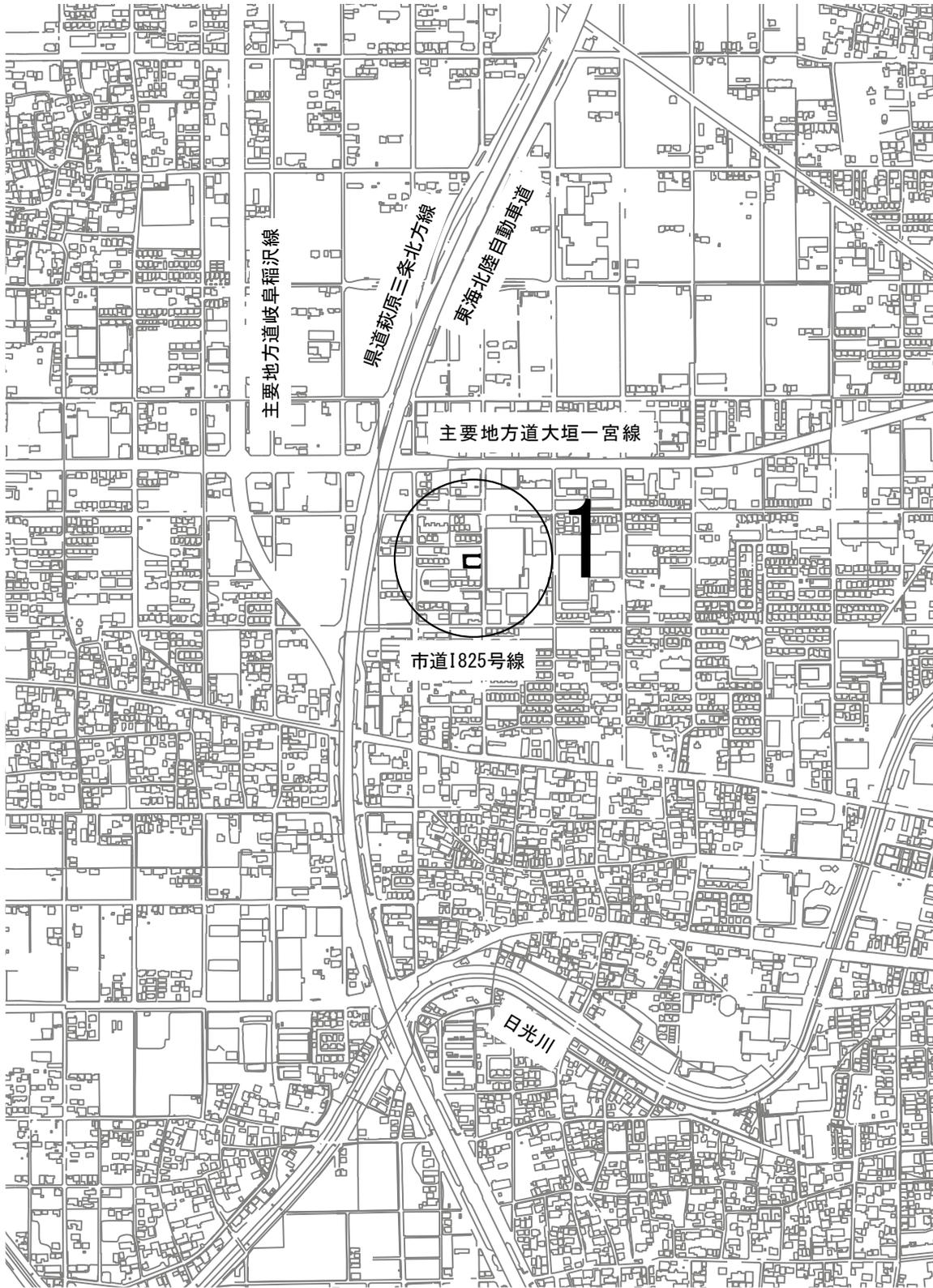
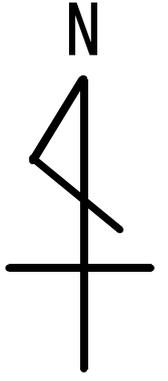
S=1/2,500



路線認定

案内図

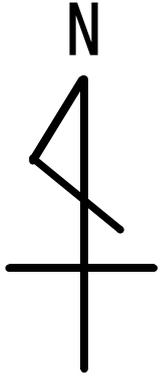
S=1 / 10,000



路線認定

位置図

S=1/2,500

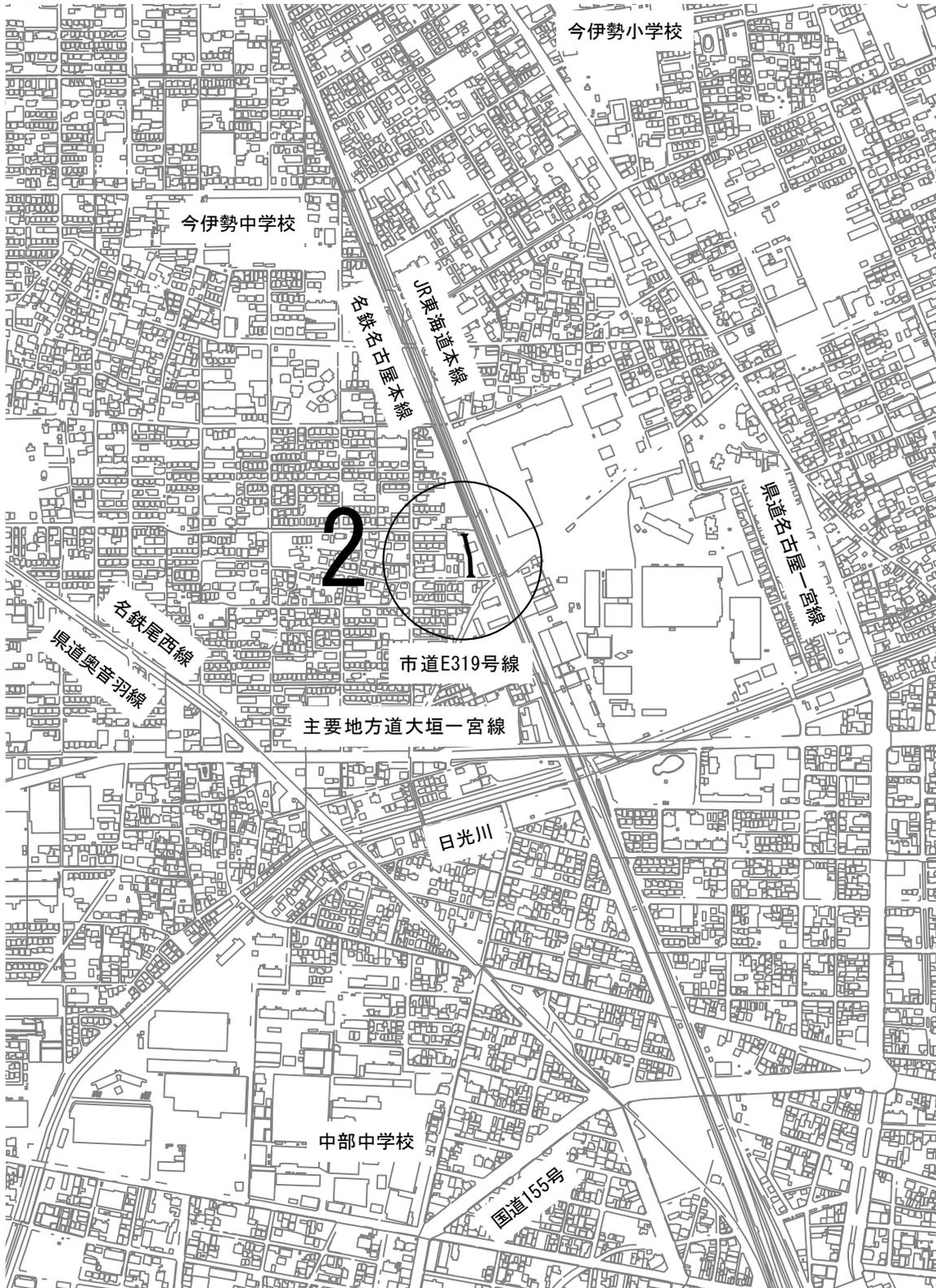
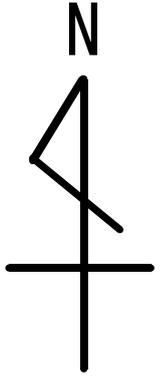


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
1	市道I825号線	61.13	4.5	8.8 (起点)

路線認定

案内図

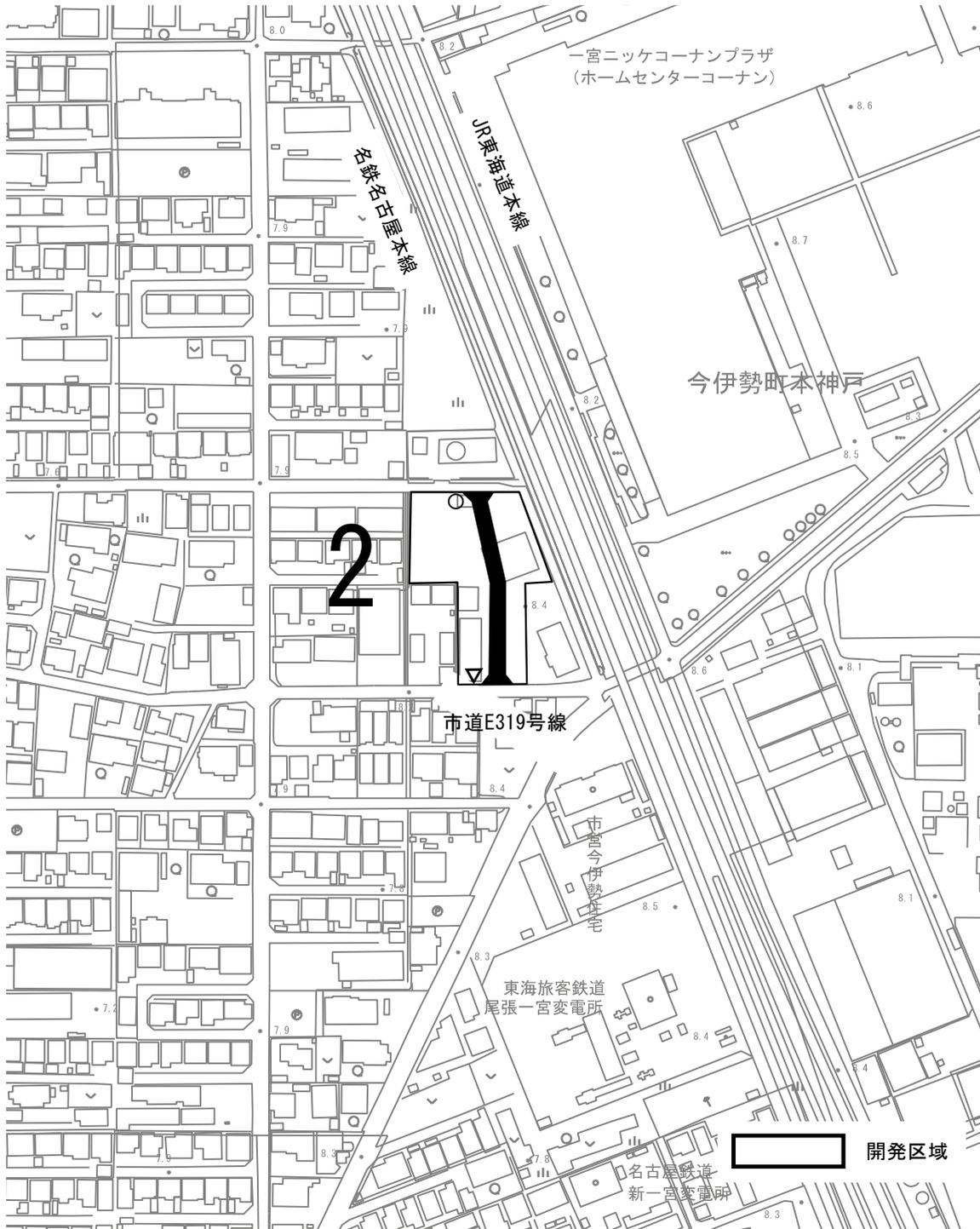
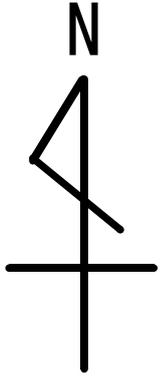
S=1 / 10,000



路線認定

位置図

S=1/2,500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
1	市道E319号線	73.80	4.5	8.8 (起点)

承認第1号

専決処分の承認について

次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求める。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

一宮市市税条例等の一部を改正する条例

(令和7年3月31日専決)

令和7年3月31日

一宮市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市条例第26号

一宮市市税条例等の一部を改正する条例

(一宮市市税条例の一部改正)

第1条 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～14 略 15 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。 16 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。 17 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、3分の1とする。 18 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、4分の3とする。 19・20 略	付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～14 略 15 法附則第15条第36項の条例で定める割合は、3分の2とする。 16 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、2分の1とする。 17 法附則第15条第40項の条例で定める割合は、3分の1とする。 18 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、4分の3とする。 19・20 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市都市計画税条例の一部改正)

第2条 一宮市都市計画税条例(平成17年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 第3条 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合) 第3条の2 法附則第15条第38項の条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合)	付 則 (法附則第15条第36項の条例で定める割合) 第3条 法附則第15条第36項の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合) 第3条の2 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、2分の1とする。 (法附則第15条第41項の条例で定める割合)

合) 第4条 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、4分の3とする。	合) 第4条 法附則第15条第41項の条例で定める割合は、4分の3とする。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市国民健康保険税条例の一部改正)

第3条 一宮市国民健康保険税条例(昭和60年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>650,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>650,000円</u> とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>240,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>240,000円</u> とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>650,000円</u> を超える場合には、 <u>650,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>240,000円</u> を超える場合には、 <u>240,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカ	(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>660,000円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>660,000円</u> とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>260,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>260,000円</u> とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>660,000円</u> を超える場合には、 <u>660,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>260,000円</u> を超える場合には、 <u>260,000円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカ

に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2・3 略

に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の一宮市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の一宮市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項、第2項第1号及び第3号並びに第4項の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和 62 年 3 月 23 日議決)

1 第 1 項関係(和解)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 7. 3. 6	令和 6. 9. 5	車両損傷事故	なし	消防救急課
令和 7. 3. 11	令和 7. 1. 16	車両損傷事故	なし	尾西消防署
令和 7. 3. 14	令和 7. 1. 27	交通事故	なし	治水課

2 第 2 項第 1 号及び第 3 号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 7. 3. 3	令和 6. 12. 13	車両損傷事故	77,836円	77,836円	施設管理課
令和 7. 3. 6	令和 7. 1. 7	交通事故	30,250円	30,250円	健康支援課
令和 7. 3. 6	令和 7. 1. 28	交通事故	159,500円	159,500円	健康支援課
令和 7. 3. 7	令和 6. 12. 30	交通事故	79,739円	79,739円	尾西消防署
令和 7. 3. 7	令和 7. 1. 7	交通事故	30,250円	30,250円	健康支援課

令和 7. 3.10	令和 6.10.18	交通事故	452,967円	452,967円	収集業務課
令和 7. 3.24	令和 7. 2.21	車両損傷事故	282,623円	282,623円	維持課

3 第4項関係(市営住宅の明渡し等を求める訴えの提起)

専決処分 年月日	訴えの提起 年月日	事件名	概要
令和 7. 4.16	令和 7. 4.18	名古屋地方裁判所一宮支部令和7年(ワ)第147号 市営住宅明渡し等請求事件	市営住宅の不法入居者に対して市営住宅の明渡し 等を求める訴えの提起

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を増額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

1 契約金額の増額変更に係る専決処分の日

令和7年3月3日

2 契約金額の増額変更に係る専決処分の内容

(1) 契約名称

市道J920号線橋梁新設(上部)工事の請負契約

(2) 契約金額

当初金額(令和5年9月22日議決)	222,200,000円
今回変更金額(令和7年3月3日専決)	230,365,300円
当初金額と今回変更金額の差	8,165,300円

(3) 契約金額の増額変更に係る理由

建設現場の労働環境改善の取組として、週休2日制対象工事への変更、快適トイレの設置等を行ったため

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を増額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

- 1 契約金額の増額変更に係る専決処分の日
令和7年4月16日
- 2 契約金額の増額変更に係る専決処分の内容
 - (1) 契約名称
新保健所建設空調設備工事(週休2日)の請負契約
 - (2) 契約金額

当初金額(令和6年3月21日議決)	363,000,000円
第1回変更金額(令和6年7月11日専決)	370,764,900円
今回変更金額(令和7年4月16日専決)	372,506,200円
当初金額と今回変更金額の差	9,506,200円

- (3) 契約金額の増額変更に係る理由

令和7年3月に労務単価が改正され、及び建設資材の価格変動に伴い資材単価が改定されたことにより、一宮市公共工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)の規定に基づき請負代金額の増額に係る請求があったため

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を増額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

1 契約金額の増額変更に係る専決処分の日

令和7年4月16日

2 契約金額の増額変更に係る専決処分の内容

(1) 契約名称

一宮市民会館特定天井等改修工事(週休2日)の請負契約

(2) 契約金額

当初金額(令和6年12月23日議決)	588,500,000円
今回変更金額(令和7年4月16日専決)	597,438,600円
当初金額と今回変更金額の差	8,938,600円

(3) 契約金額の増額変更に係る理由

令和7年3月に労務単価が改正され、及び建設資材の価格変動に伴い資材単価が改定されたことにより、一宮市公共工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)の規定に基づき請負代金額の増額に係る請求があったため

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第6項の規定に基づき、次のとおり工事の請負契約に係る契約金額を増額変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

1 契約金額の増額変更に係る専決処分の日

令和7年4月16日

2 契約金額の増額変更に係る専決処分の内容

(1) 契約名称

一宮市民会館特定天井等改修電気設備工事(週休2日)の請負契約

(2) 契約金額

当初金額(令和6年12月23日議決)	225,170,000円
今回変更金額(令和7年4月16日専決)	229,423,700円
当初金額と今回変更金額の差	4,253,700円

(3) 契約金額の増額変更に係る理由

令和7年3月に労務単価が改正され、及び建設資材の価格変動に伴い資材単価が改定されたことにより、一宮市公共工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)の規定に基づき請負代金額の増額に係る請求があったため

報告第11号

令和6年度愛知県一宮市一般会計継続費通次繰越額の報告について

令和6年度愛知県一宮市一般会計継続費通次繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定に基づき報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和6年度 愛知県一宮市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及 支出見込額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
				予算計上額	前 通 繰	年 度 繰 越 額				計	繰 越 金	特 定 財 源		
												国 支 出	県 金	市 債
4 衛生費	1 保健衛生費	新保健所 建設監理事業	円 97,900,000	円 72,450,000	円 70,200	円 72,520,200	円 66,585,200	円 5,935,000	円 5,935,000	円 335,000	円 0	円 5,600,000	円 0	
		新保健所 建設事業	円 2,944,100,000	円 1,357,170,000	円 0	円 1,357,170,000	円 939,581,000	円 417,589,000	円 417,589,000	円 20,889,000	円 0	円 396,700,000	円 0	
8 土木費	3 水路費	流域貯留施設 築造事業 (大平島公園 多加木公園)	円 1,564,800,000	円 180,000,000	円 987,000,000	円 1,167,000,000	円 920,828,700	円 246,171,300	円 246,171,300	円 66,171,300	円 135,000,000	円 45,000,000	円 0	
		流域貯留施設 築造事業 (三ツ井公園)	円 1,980,000,000	円 400,000,000	円 236,000,000	円 636,000,000	円 236,000,000	円 400,000,000	円 400,000,000	円 0	円 300,000,000	円 100,000,000	円 0	
	4 都市計画費	ツインアーチ138 エレベーター 改修事業	円 277,600,000	円 107,650,000	円 0	円 107,650,000	円 78,600,000	円 29,050,000	円 29,050,000	円 29,050,000	円 0	円 0	円 0	
10 教育費	1 教育総務費	尾西プール 解体事業	円 181,830,000	円 8,180,000	円 0	円 8,180,000	円 2,820,000	円 5,360,000	円 5,360,000	円 5,360,000	円 0	円 0	円 0	
計			円 7,046,230,000	円 2,125,450,000	円 1,223,070,200	円 3,348,520,200	円 2,244,414,900	円 1,104,105,300	円 1,104,105,300	円 121,805,300	円 435,000,000	円 547,300,000	円 0	

報告第12号

令和6年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額の報告について

令和6年度愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和6年度 愛知県一宮市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金(低所得世帯支援枠)支給事業					
		時間外勤務手当	190,000	190,000	0	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (国) 189,776,242	0
		消耗品費	60,000	19,434			
		通信運搬費	5,000,000	2,220,000			
		手数料	7,924,000	2,376,808			
		物価高騰対応重点支援給付金給付事務委託料	11,070,000	11,070,000			
		物価高騰対応重点支援給付金システム構築業務委託料	15,000,000	13,240,000			
		物価高騰対応重点支援給付金(非課税世帯)	900,000,000	137,640,000			
物価高騰対応重点支援給付金(非課税世帯こども加算)	100,000,000	23,020,000					
4 衛生費	3 清掃費	環境センター一般管理事業					
		施設点検手数料	8,800,000	8,800,000	0	0	8,800,000
8 土木費	2 道路橋梁費	日光川2号放水路関連公共補償事業					
		道路用地購入費	25,492,000	25,491,228	公共補償金 25,491,228	0	0

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	2 道路橋梁費	幹線舗装改良事業 幹線舗装改良工事請負費	151,000,000	151,000,000	0	防災・安全交付金 (国) 74,000,000 道路整備事業 (道路橋梁債) (市債) 77,000,000	0
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁保全事業 橋梁設計委託料 橋梁保全工事請負費	21,400,000 121,077,000	21,400,000 121,077,000	0	防災・安全交付金 (国) 26,900,000 道路メンテナンス事業 補助金 (国) 26,177,000 道路整備事業 (道路橋梁債) (市債) 89,300,000	100,000
8 土木費	3 水路費	雨水ポンプ場修繕改築事業 測量・設計業務委託料	71,866,000	71,866,000	0	防災・安全交付金 (国) 26,600,000	45,266,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	3 水路費	準用河川千間堀川改良事業 準用河川改良工事請負費	138,300,000	138,300,000	0	都市構造再編集中支援事業補助金 (国) 63,300,000 準用河川改良事業 (市債) 67,400,000	7,600,000
8 土木費	3 水路費	緊急農地防災事業(大赤見地区) 緊急農地防災事業工事請負費	65,142,000	60,767,300	0	緊急農地防災事業工事費補助金 (県) 43,169,000 農業水利施設災害防止事業 (市債) 17,500,000	98,300
8 土木費	3 水路費	土地改良事業補助事業(西成土地改良区) 土地改良事業補助金	4,000,000	3,499,950	0	0	3,499,950

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8 土木費	4 都市計画費	緊急輸送道路無電柱化事業					
		公共街路整備工事請負費	82,600,000	82,600,000	0	無電柱化推進計画事業補助金 (国) 63,800,000	3,000,000
		電線共同溝整備工事負担金	77,800,000	77,800,000		道路整備事業 (都市計画債) (市債) 100,800,000	
		公共街路物件移転補償金	7,200,000	7,200,000			
8 土木費	4 都市計画費	自転車通行空間整備事業					
		交通安全対策工事請負費	29,000,000	29,000,000	0	防災・安全交付金 (国) 11,550,000 交通安全対策事業 (市債) 17,400,000	50,000
9 消防費	1 消防費	消防車両更新管理事業					
		自動車購入費	54,560,000	54,560,000	0	消防防災施設等整備費補助金 (国) 21,855,000 消防施設整備事業 (市債) 24,800,000	7,905,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
10 教育費	2 小学校費	学校管理事業(小学校) 施設修繕料	25,100,000	15,870,000	0	0	15,870,000
10 教育費	3 中学校費	校舎等大規模改造事業(中学校) 校舎等大規模改造工事請負費	26,100,000	26,100,000	0	学校施設環境改善交付金 (国) 4,994,000 中学校屋内運動場等 トイレ改修事業 (市債) 20,800,000	306,000
12 諸支出金	2 繰出金	繰出金管理事業 外崎土地区画整理事業	2,080,000	2,080,000	0	0	2,080,000
計			1,950,761,000	1,087,187,720	25,491,228	967,121,242	94,575,250

報告第13号

令和6年度愛知県一宮市外崎土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について

令和6年度愛知県一宮市外崎土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越額については、別紙のとおりであるので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和6年度 愛知県一宮市外崎土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
1 土地区画整理事業費	2 事業費	外崎土地区画整理事業 測量・設計業務委託料	円 3,080,000	円 3,080,000	円 0	円 社会資本整備総合 交付金 (国) 1,000,000 一般会計繰入金 2,080,000	円 0
計			3,080,000	3,080,000	0	3,080,000	0

報告第14号

令和6年度愛知県一宮市水道事業会計継続費逡次繰越額の報告について

令和6年度愛知県一宮市水道事業会計継続費逡次繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定に基づき報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和6年度愛知県一宮市水道事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費 予算現額			支払義務 発生額	残 額	翌年度通次 繰越額	翌年度通次 繰越額に 係る内		翌年度通次 繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計				交付金	企業債	
1 資本的支出	1 建設改良費	木曾川町外割田二の 通り地内ほか配水管 改良工事(その3)	342,700,000	139,200,000	15,000,000	154,200,000	84,744,000	69,456,000	69,456,000	15,200,000	54,256,000	0

報告第15号

令和6年度愛知県一宮市水道事業会計予算繰越額の報告について

令和6年度愛知県一宮市水道事業会計予算繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和6年度愛知県一宮市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係る 繰越を要 するたな卸 資産の購 入限度額	説明
						交付金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	今伊勢町本神戸立切東 地内ほか配水管改良工事	86,000,000	0	86,000,000	6,200,000	77,400,000	2,400,000	0	0	本工事は、令和7年度に予定していたものであり、基幹管路の耐震化を推進するため早期着手を目指し、令和6年度補正予算「社会資本整備総合交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなったものです。
1 資本的支出	1 建設改良費	今伊勢町本神戸目久井 地内ほか配水管改良工事	55,000,000	0	55,000,000	9,700,000	42,200,000	3,100,000	0	0	本工事は、令和7年度に予定していたものであり、基幹管路の耐震化を推進するため早期着手を目指し、令和6年度補正予算「社会資本整備総合交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなったものです。
1 資本的支出	1 建設改良費	木曾川町内割田二の通り地内ほか 配水管改良工事(その2)	58,000,000	0	58,000,000	13,000,000	45,000,000	0	0	0	本工事は、令和7年度に予定していたものであり、基幹管路の耐震化を推進するため早期着手を目指し、令和6年度補正予算「社会資本整備総合交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなったものです。

報告第16号

令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額の報告について

令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費通次繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定に基づき報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費 予算現額			支払義務 発生額	残 額	翌年度通次 繰越額	翌 繰 る	年 越 財	度 額 源	通 に 内	次 係 訳	翌年度通次 繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計									
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	柳戸ポンプ場 沈砂池設備 更新工事	600,000,000	217,500,000	0	217,500,000	184,000,000	33,500,000	33,500,000	16,750,000	16,700,000		50,000		0
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	2 拡張事業費	本町4丁目 地内ほか 雨水管布設工事	400,000,000	119,400,000	—	119,400,000	53,000,000	66,400,000	66,400,000	33,200,000	33,200,000		0		0

報告第17号

令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額の報告について

令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越額については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定に基づき報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰 越額に係る 繰越を要 するたな卸 資産の購 入限度額	説明
						国庫補助 金	交付金	企業債	損益勘定 留保資金			
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	平和2丁目地内ほか下水道管路 施設詳細耐震診断業務委託	28,000,000	0	28,000,000	0	9,800,000	0	18,200,000	0	0	本委託は令和7年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	向山南1丁目地内ほか下水道管 改良実施設計業務委託	29,000,000	0	29,000,000	10,000,000	0	19,000,000	0	0	0	本委託は令和7年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「下水道防災事業費補助」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	平和ポンプ場耐水化改良工事	36,000,000	0	36,000,000	0	15,000,000	21,000,000	0	0	0	本工事は令和7年度に予定していたものであり、耐水化の早期完了のための早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	和光2丁目地内ほか 下水道管更生工事	88,000,000	0	88,000,000	39,500,000	0	48,500,000	0	0	0	本工事は令和7年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「下水道防災事業費補助」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	大宮3丁目地内ほか 下水道管更生工事	38,800,000	0	38,800,000	0	17,400,000	21,400,000	0	0	0	本工事は令和7年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。

(単位 円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助 金	交付金	企業債	損益勘定 留保資金			
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	末広1丁目地内ほか 下水道管更生工事	7,000,000	0	7,000,000	0	3,150,000	3,850,000	0	0	0	本工事は令和7年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	大江3丁目地内ほか 下水道管更生工事	12,800,000	0	12,800,000	0	5,750,000	7,050,000	0	0	0	本工事は令和7年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	貴船1丁目地内ほか 下水道管更生工事	30,400,000	0	30,400,000	0	13,700,000	16,700,000	0	0	0	本工事は令和7年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	音羽3丁目地内ほか 下水道管更生工事	41,000,000	0	41,000,000	18,000,000	0	23,000,000	0	0	0	本工事は令和7年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「下水道防災事業費補助」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	泉1丁目地内 下水道管更生工事	39,000,000	0	39,000,000	17,500,000	0	21,500,000	0	0	0	本工事は令和7年度に予定していたものであり、地震対策の早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「下水道防災事業費補助」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。

(単位 円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助 金	交付金	企業債	損益勘定 留保資金			
1	一般区域 公共下水道 資本的支出	北園通4丁目地内 下水道管更生工事	29,000,000	0	29,000,000	0	13,000,000	16,000,000	0	0	0	本工事は令和7年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
1	一般区域 公共下水道 資本的支出	柳戸町1丁目地内 下水道管更生工事	26,000,000	0	26,000,000	0	11,500,000	14,500,000	0	0	0	本工事は令和7年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
2	特定区域 公共下水道 資本的支出	大和町馬引中境地内ほか 下水道管更生工事	5,000,000	0	5,000,000	0	2,250,000	2,750,000	0	0	0	本工事は令和7年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
2	特定区域 公共下水道 資本的支出	木曾川町門間沼地内ほか 下水道管更生工事	27,000,000	0	27,000,000	0	12,250,000	14,750,000	0	0	0	本工事は令和7年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。
2	特定区域 公共下水道 資本的支出	光明寺天王裏地内 下水道管更生工事	20,000,000	0	20,000,000	0	9,000,000	11,000,000	0	0	0	本工事は令和7年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。

(単位 円)

款	項	事業名	予算額 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	交付金	企業債	損益勘定 留保資金			
2 特定区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	西萩原上伴内地内ほか 下水道管更生工事	64,000,000	0	64,000,000	0	28,500,000	35,500,000	0	0	0	本工事は令和7年度に予定していたものであり、老朽化対策の早期着手を目指し、国の令和6年度補正予算「防災・安全交付金」の対象としましたが、この予算措置において令和7年3月議会での補正予算対応となり、年度内の完成が見込めなくなりました。

令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計予算繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費 予算現額			前年度までの 支払義務 発生額	当年度 支払義務 発生額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度 繰越財 源 に 内 係 訳			翌年度 繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計					交 付 金	企 業 債	当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金	
一般区域 1 公共下水道 資本的支出	2 拡張事業費	本町通8丁目 地内ほか 雨水管布設工事	700,000,000	400,000,000	200,000,000	600,000,000	100,000,000	250,000,000	350,000,000	350,000,000	85,000,000	264,000,000	1,000,000	0

報告第18号

一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について

一般財団法人一宮市学校給食会の令和6年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

令和6年度 事業報告書

一般財団法人 一宮市学校給食会

1 事業の状況

(1) 学校給食に要する物資の調達に関する事業

ア 年間給食回数と総食数

	年間給食回数 (回)		総給食数 (食)
	小学校	中学校	
共同調理場	191	191	4,377,012
単独校調理場	191	191	1,399,502
合 計			5,776,514

イ 物資の調達

共同調理場は、業者選定委員会で審査し、理事会で指定された25業者より、毎月行われる物資選定委員会で選定された給食用物資を購入して、南部・北部共同調理場及び東浅井給食センターに提供し、翌月その代金を支払った。

単独校調理場は、単独校調理場物資選定会で選定された給食用物資を購入し、この代金の支払業務を本給食会が行った。

また、主食（米飯・パン・麺）・牛乳についても、本会において支払った。

年間物資購入額

税込 (単位：円)

	副食材料	主 食	牛 乳	合 計
	共同調理場	729,042,803	284,767,413	285,600,164
単独校調理場	238,286,751	86,930,499	91,557,664	416,774,914
合 計	967,329,554	371,697,912	377,157,828	1,716,185,294

(2) 学校給食費の徴収に関する事業

日額給食費及び年間給食費

税込 (単位：円)

	日 額 給 食 費		年 間 給 食 費
	小学校	中学校	
共同調理場	285	325	1,274,940,589
単独校調理場	285	325	408,990,002
合 計			1,683,930,591

年度当初の1日の給食対象数

	小学校		中学校		計	
	校	食数	校	食数	校	食数
共同調理場	32	15,622	15	8,135	47	23,757
単独校調理場	10	4,961	4	2,657	14	7,618
合 計	42	20,583	19	10,792	61	31,375

(3) 学校給食についての調査研究、普及充実に係る事業

ア 物資納入業者等の施設、衛生状況の調査

- 食品加工・製造を行う業者3社を、施設の構造、設備・機械器具の取扱い、食品の取扱い方法、衛生管理運営など現地調査し、食品の管理と異物の混入等事故が発生しないよう依頼した。

イ 各種研究会、協議会への参加

- 市教育委員会研究会等
 - ・ 学校給食献立作成委員会（10回通常開催）

ウ 市内小中学校PTA等の試食会事業

○ 試食会開催数

		校数	件数	食数
共同調理場	小学校	26	44	879
	中学校	7	8	122
単独校調理場	小学校	9	22	303
	中学校	2	4	64
合計		44	78	1,368

エ 食育推進事業

- 一宮を食べる学校給食の日（5月・12月・1月）一宮市産食材の提供
- 愛知を食べる学校給食の日（6月・11月・1月）愛知県産食材の提供
- 全国学校給食週間記念事業（1月24日～30日）地場産物の活用、郷土料理の提供
- 友好都市トレビーズ市（イタリア）にちなんだ献立実施（1月）

2 庶務の概要

(1) 役員に関する事項

2025年3月31日現在

役職名	氏名	就任年月日	備考
会長	高橋 信哉	2023. 5. 16	一宮市教育委員会教育長
副会長	原 克臣	2024. 5. 14	一宮市小中学校 P T A 連絡協議会長
副会長	宇佐美 徹	2024. 5. 14	一宮市小中学校長会長
理事長	渡邊 彦尚	2023. 5. 16	一般財団法人一宮市学校給食会事務局長
常務理事	岸上三次郎	2024. 5. 14	一宮市教育委員会教育部学校給食課長
理事	柘植 康	2023. 5. 16	一宮市保健所保健衛生課長
理事	太田 崇	2024. 5. 14	一宮市小中学校長会専門委員会給食委員長
理事	前川さやか	2024. 5. 14	一宮市小中学校 P T A 連絡協議会副会長
理事	大塚 真紀	2024. 5. 14	一宮市立小中学校食育・給食主任
理事	森 敬一	2023. 5. 16	一宮市教育委員会教育部長
理事	尾関 良彦	2024. 5. 14	一宮市教育委員会教育部学校教育課長
監事	戸田 恭子	2023. 5. 16	一宮市小中学校長会専門委員会給食副委員長
監事	浅井 智和	2024. 5. 14	一宮市小中学校 P T A 連絡協議会副会長
監事	福田 康博	2023. 10. 20	一宮市教育委員会教育部総務課長

(2) 役員会等に関する事項

ア 理事会

	議 事 事 項		会議の結果
開催日 2024. 5. 14	1 令和5年度事業報告の承認に関する件 2 令和5年度決算の承認に関する件 3 公益目的支出計画実施報告書の承認に関する件 4 諸規定一部改正の承認に関する件	出席者 9	原案承認
開催日 2024. 5. 14	1 副会長、常務理事の補欠選任に関する件 2 業者選定委員の補欠選任に関する件 報告 令和6年度事業計画並びに収支予算について	出席者 10	原案承認
開催日 2024. 12. 25	1 令和6年度収支補正予算の承認について 2 令和7年度事業計画の承認について 3 令和7年度収支予算の承認について 4 評議員会の開催について	出席者 9	原案承認
決議日 2025. 1. 14	1 令和7年度収支予算書の修正の承認について	同意書 提出者 11	書面により 同意

イ 評議員会

	議 事 事 項		会議の結果
開催日 2024. 5. 14	1 役員の補欠選任に関する件 2 評議員の補欠選任に関する件 3 令和5年度決算報告書の承認に関する件 報告 公益目的支出計画実施報告書に関する件	出席者 9	原案承認
開催日 2024. 5. 14	1 令和6年度事業計画並びに収支予算書について	出席者 8	原案承認

ウ 監査会

	開催内容
開催日 2024. 5. 8	令和5年度事業報告及び決算の監査 公益目的支出計画実施報告書の監査
開催日 2024. 11. 11	令和6年度予算執行状況の監査

エ 物資選定委員会

開催日	開催内容
年間11回	学校給食用購入物資の選定並びに購入先の決定
年間6回 5. 6. 9. 10. 11. 2月分	学校給食用購入物資（青果物後期分）の選定並びに購入先の決定

正味財産増減計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,819	2,541	△ 722
基本財産収入	1,819	2,541	△ 722
事業収益	1,559,195,358	1,567,651,827	△ 8,456,469
給食費収入	1,559,195,358	1,567,651,827	△ 8,456,469
給食費収入(共同調理場)	1,180,500,837	1,186,646,600	△ 6,145,763
給食費収入(単独校調理場)	378,694,521	381,005,227	△ 2,310,706
受取市補助金	52,050,761	188,487,203	△ 136,436,442
市補助金	52,050,761	188,487,203	△ 136,436,442
市補填金	0	0	0
雑収益	2,445,690	2,292,671	153,019
雑入	2,445,690	2,292,671	153,019
経常収益計	1,613,693,628	1,758,434,242	△ 144,740,614
(2) 経常費用			
事務費	20,373,113	18,091,411	2,281,702
給料	6,725,970	6,588,980	136,990
諸手当	4,834,629	3,503,129	1,331,500
共済費	3,596,497	2,381,937	1,214,560
賃金	4,002,005	4,358,968	△ 356,963
報償費	276,400	125,000	151,400
旅費	43,720	43,200	520
需用費	345,975	484,187	△ 138,212
役務費	535,799	591,899	△ 56,100
負担金・補助及び交付金	11,718	14,111	△ 2,393
公課費	400	0	400
事業費	1,591,369,223	1,738,800,698	△ 147,431,475
原材料費(共同調理場)	1,204,885,628	1,316,442,661	△ 111,557,033
原材料費(単独校調理場)	386,483,595	422,358,037	△ 35,874,442
徴収不能額	0	0	0
雑費	0	0	0
減価償却費	149,406	266,733	△ 117,327
管理費	1,816,822	1,542,133	274,689
給料	747,330	732,220	15,110
諸手当	527,138	378,077	149,061
共済費	399,572	264,605	134,967
旅費	10,700	12,640	△ 1,940
役務費	99,780	112,024	△ 12,244
負担金・補助及び交付金	1,302	1,567	△ 265
公課費	31,000	41,000	△ 10,000
経常費用計	1,613,708,564	1,758,700,975	△ 144,992,411

評価損益等調整前当期経常増減額	△ 14,936	△ 266,733	251,797
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 14,936	△ 266,733	251,797
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 14,936	△ 266,733	251,797
一般正味財産期首残高	141,796	408,529	△ 266,733
一般正味財産期末残高	126,860	141,796	△ 14,936
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産期末残高	10,000,000	10,000,000	0
III 正味財産期末残高	10,126,860	10,141,796	△ 14,936

貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	2,056,196	19,939,162	△ 17,882,966
売掛金	112,090,660	106,699,249	5,391,411
未収金	0	6,661,460	△ 6,661,460
前払金	0	12,141	△ 12,141
仮払消費税等	124,979,858	0	124,979,858
流動資産合計	239,126,714	133,312,012	105,814,702
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) その他固定資産			
什器備品	143,860	141,796	2,064
その他固定資産合計	143,860	141,796	2,064
固定資産合計	10,143,860	10,141,796	2,064
資産合計	249,270,574	143,453,808	105,816,766
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	111,645,789	116,638,371	△ 4,992,582
未払金	2,325,260	16,270,491	△ 13,945,231
預り金	175,807	403,150	△ 227,343
仮受消費税等	124,979,858	0	124,979,858
未払消費税等	17,000	0	17,000
流動負債合計	239,143,714	133,312,012	105,831,702
負債合計	239,143,714	133,312,012	105,831,702
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	10,000,000	10,000,000	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	126,860	141,796	△ 14,936
正味財産合計	10,126,860	10,141,796	△ 14,936
負債及び正味財産合計	249,270,574	143,453,808	105,816,766

財 産 目 録

2025年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	2,056,196		
当座預金	61,403		
ゆうちょ銀行一宮支店	61,403		
普通預金	1,994,793		
三菱UFJ銀行一宮支店	1,994,793		
売掛金	112,090,660		
仮払消費税等	124,979,858		
流動資産合計		239,126,714	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000		
基本財産合計	10,000,000		
(2) その他固定資産			
什器備品	143,860		
その他固定資産合計	143,860		
固定資産合計		10,143,860	
資産合計			249,270,574
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	111,645,789		
未払金	2,325,260		
預り金	175,807		
仮受消費税等	124,979,858		
未払消費税等	17,000		
流動負債合計		239,143,714	
負債合計			239,143,714
正味財産			10,126,860

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却方法
 什器備品の減価償却は、定額法による。
- (2) 消費税等の会計処理
 消費税の会計処理は、税抜き方式による。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	10,000,000	10,000,000	0	—

4. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	293,266	149,406	143,860

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
市補助金収入	(合計)		52,050,761	52,050,761		
市補助金(運営補助金)	一宮市	0	19,796,058	19,796,058	0	一般正味財産
市補助金(学校給食費保護者負担軽減補助金)	一宮市	0	32,254,703	32,254,703	0	一般正味財産

報告第19号

一宮市土地開発公社の経営状況の報告について

一宮市土地開発公社の令和6年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

2024 年度一宮市土地開発公社事業報告

1 事業の概要

(1) 用地取得

2024 年度に取得した用地はありません。

(2) 用地処分

一宮市の依頼に基づき、都市計画道路木曾川古知野線道路改築事業用地を処分しました。

2 理事会議決議案

(1) 2024 年 5 月 14 日開催分

議案第 4 号 2023 年度一宮市土地開発公社事業報告について

議案第 5 号 2023 年度一宮市土地開発公社決算について

(2) 2025 年 1 月 28 日開催分

議案第 1 号 2025 年度一宮市土地開発公社事業計画について

議案第 2 号 2025 年度一宮市土地開発公社予算及び資金計画について

3 用地取得

区 分	事 業 名	取得年月日	面 積(m ²)	用地・補償費(円)
公有地 取得事業	そ の 他	—	0.00	0
合 計		—	0.00	0

4 用地処分

区 分	事 業 名	取得・造成年度	面 積(m ²)	用地・補償費(円)
公有地 取得事業	都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地	2023	356.22	26,061,678
合 計		—	356.22	26,061,678

その他費用(円)		取得総額(円)	処分子定年度	備 考
支払利息	その他			
1,322,849	0	1,322,849	—	
1,322,849	0	1,322,849	—	

その他費用(円)		処分総額(円)	処分年月日	処分の相手方	備 考
支払利息	その他				
27,916	0	26,089,594	2024年9月9日 処分	一宮市	
27,916	0	26,089,594	—	—	

5 用地保有状況

区 分	事 業 名	取得・造成年度	面 積(㎡)	用地・補償費(円)
公有用地	公共予定地	1980ほか	4,970.79	319,491,057
	萩原町中島地区(国道関連)	1996	781.09	70,766,754
	萩原町中島地区(光堂川関連)	1996	664.13	60,170,178
	丹陽北部地区拠点整備事業用地	2006	1,744.81	31,100,000
	都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	1982	965.36	43,802,765
	都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	2021	248.89	12,295,166
	都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地	2023	—	—
	小 計	—	9,375.07	537,625,920
代替地	公共事業等代替地	1974ほか	4,697.01	465,162,739
合 計		—	14,072.08	1,002,788,659

その他費用(円)		年度末保有高(円)	処分予定年度	処分の相手方	備 考
支払利息	その他				
71,320,835	402,970	391,214,862	—	一宮市	
3,115,615	0	73,882,369	2025まで	一宮市	
2,649,079	0	62,819,257	2025まで	一宮市	
0	0	31,100,000	2025まで	一宮市	
1,902,034	0	45,704,799	2029まで	一宮市	
91,012	0	12,386,178	2025まで	一宮市	
—	—	0	—	—	
79,078,575	402,970	617,107,465	—	—	
54,635,032	5,137,553	524,935,324	—	一宮市等	
133,713,607	5,540,523	1,142,042,789	—	—	

2024年度一宮市土地開発公社決算

2024年度一宮市土地開発公社損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：円)

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益	26,360,094	
	(2) 附帯等事業収益	6,262,643	32,622,737
		<hr/>	
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価	26,089,594	
	(2) 附帯等事業原価	1,746,941	27,836,535
		<hr/>	
	事業総利益		4,786,202
3	販売費及び一般管理費		
	(1) 販売費及び一般管理費		2,243,618
			<hr/>
	事業利益		2,542,584
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	19,131	
	(2) 雑収益	18,000	37,131
		<hr/>	
5	事業外費用		
	(1) 支払利息		2,520
			<hr/>
	経常利益		2,577,195
			<hr/>
	当期純利益		2,577,195
			<hr/> <hr/>

2024年度一宮市土地開発公社貸借対照表
(2025年3月31日現在)

(単位：円)

		資産の部	
1	流動資産		
	(1) 現金及び預金	96,027,176	
	(2) 公有用地	617,107,465	
	(3) 代替地	524,935,324	
	(4) 前払費用	476	
	流動資産合計		1,238,070,441
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	ア 車両その他の運搬具	1,390,055	
	減価償却累計額	1,390,054	1
	イ 工具・器具及び備品	233,662	
	減価償却累計額	0	233,662
	有形固定資産合計	233,663	
	(2) 投資その他の資産		
	ア 長期性預金	10,000,000	
	固定資産合計		10,233,663
	資産合計		1,248,304,104
		負債の部	
1	流動負債		
	(1) 短期借入金	379,407,562	
	(2) 預り金	646,118	
	流動負債合計		380,053,680
2	固定負債		
	(1) 長期借入金	762,635,227	
	固定負債合計		762,635,227
	負債合計		1,142,688,907
		資本の部	
1	資本金		
	(1) 基本財産	10,000,000	
	資本金合計		10,000,000
2	準備金		
	(1) 前期繰越準備金	93,038,002	
	(2) 当期純利益	2,577,195	
	準備金合計		95,615,197
	資本合計		105,615,197
	負債・資本合計		1,248,304,104

2024年度一宮市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：円)

1 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業収入	26,360,094	
その他事業収入	6,280,643	
公有地取得事業支出	△ 1,322,849	
その他事業支出	△ 1,746,941	
人件費支出	△ 2,073,230	
その他の業務支出	△ 313,885	
小計		27,183,832
利息の受取額		19,131
利息の支払額		△ 2,520
事業活動によるキャッシュ・フロー合計		27,200,443

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 233,662	
投資活動によるキャッシュ・フロー合計		△ 233,662

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入金の増減額	△ 24,766,745	
財務活動によるキャッシュ・フロー合計		△ 24,766,745

4 現金及び現金同等物増減額 (△は減少) 2,200,036

5 現金及び現金同等物期首残高 93,827,140

6 現金及び現金同等物期末残高 96,027,176

注 記 事 項

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

代替地・・・個別法による原価法によっています。なお、一宮市による損失補償が付されています。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

3 消費税等の会計処理・・・税込方式によっています。

(追加情報)

- 1 短期借入金 (379,407,562円)による金融機関からの調達資金には、一宮市による債務保証が付されています。

附 属 明 細 表

第1 現金及び預金明細表

(単位：円)

科 目	種 類	金 額	摘 要
現 金	—	0	
預 金	当 座	0	
	普 通	26,027,176	株式会社三菱UFJ銀行
	通 知	0	
	定 期	70,000,000	1年定期・尾西信用金庫ほか6行
満期保有 目的以外 で保有す る有価証券	国 債	0	
	地 方 債	0	
	そ の 他	0	
合 計		96,027,176	

第2 公有用地明細表（期首残高・当期増加高・当期減少高）

資 産 区 分	期 首 残 高 A		当 期 増 加				
	面 積	金 額	面 積	用地費	補償費	工事費	その他費
	(㎡)	(円)	(㎡)	(円)	(円)	(円)	測量試験費 (円)
公共予定地	4,970.79	391,214,862	0.00	0	0	0	0
萩原町中島地区(国道関連)	781.09	73,628,601	0.00	0	0	0	0
萩原町中島地区(光堂川関連)	664.13	62,603,489	0.00	0	0	0	0
丹陽北部地区拠点整備事業用地	1,744.81	31,100,000	0.00	0	0	0	0
都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	965.36	45,547,815	0.00	0	0	0	0
都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	248.89	12,343,634	0.00	0	0	0	0
都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地	356.22	26,069,915	0.00	0	0	0	0
合 計	9,731.29	642,508,316	0	0	0	0	0

第3 代替地明細表（期首残高・当期増加高・当期減少高）

資 産 区 分	期 首 残 高 A		当 期 増 加				
	面 積	金 額	面 積	用地費	補償費	工事費	その他費
	(㎡)	(円)	(㎡)	(円)	(円)	(円)	測量試験費 (円)
イ	公共事業等代替地(一宮地区)	2,083.18	295,002,080	0.00	0	0	0
	公共事業等代替地(尾西地区)	2,613.83	229,299,138	0.00	0	0	0
合 計	4,697.01	524,301,218	0.00	0	0	0	

高 B		当 期 減 少 高 C								
用		計 (円)	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用			計 (円)
諸経費 (円)	支払利息 (円)						測量試験費 (円)	諸経費 (円)	支払利息 (円)	
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	253,768	253,768	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	215,768	215,768	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	156,984	156,984	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	42,544	42,544	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	19,679	19,679	356.22	16,461,399	9,600,279	0	0	0	27,916	26,089,594
0	688,743	688,743	356.22	16,461,399	9,600,279	0	0	0	27,916	26,089,594

高 B		当 期 減 少 高 C								
用		計 (円)	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用			計 (円)
諸経費 (円)	支払利息 (円)						測量試験費 (円)	諸経費 (円)	支払利息 (円)	
0	0	0	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	634,106	634,106	0.00	0	0	0	0	0	0	0
0	634,106	634,106	0.00	0	0	0	0	0	0	0

第2 公有用地明細表（期末残高）

資 産 区 分	期 末 残 高 A + B - C					
	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用	
					測量試験費 (円)	諸経費 (円)
公共予定地	4,970.79	319,491,057	0	0	0	402,970
萩原町中島地区（国道関連）	781.09	70,766,754	0	0	0	0
萩原町中島地区（光堂川関連）	664.13	60,170,178	0	0	0	0
丹陽北部地区拠点整備事業用地	1,744.81	31,100,000	0	0	0	0
都市計画道路北尾張中央道 道路改築事業用地	965.36	43,802,765	0	0	0	0
都市計画道路加茂伝法寺線 道路改築事業用地	248.89	12,295,166	0	0	0	0
都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地	0.00	0	0	0	0	0
合 計	9,375.07	537,625,920	0	0	0	402,970

第3 代替地明細表（期末残高）

資 産 区 分	期 末 残 高 A + B - C						
	面 積 (㎡)	用地費 (円)	補償費 (円)	工事費 (円)	その他費用		
					測量試験費 (円)	諸経費 (円)	
イ	公共事業等代替地（一宮地区）	2,083.18	261,754,208	0	0	0	228,443
	公共事業等代替地（尾西地区）	2,613.83	203,408,531	0	2,381,090	0	2,528,020
合 計	4,697.01	465,162,739	0	2,381,090	0	2,756,463	

		摘 要
支払利息 (円)	計 (円)	
71,320,835	391,214,862	
3,115,615	73,882,369	
2,649,079	62,819,257	
0	31,100,000	
1,902,034	45,704,799	
91,012	12,386,178	
0	0	2024.9.9 処分
79,078,575	617,107,465	

		摘 要
支払利息 (円)	計 (円)	
33,019,429	295,002,080	
21,615,603	229,933,244	
54,635,032	524,935,324	

第4 有形固定資産明細表

(単位：円)

資産の種類	取得原価 (期首残高) A	当期増加額 B	当期減少額 C	期末残高 (A+B-C) D	当期減価 償却額 E	減価償却 累計額 F	差引期末 残高 D-F	摘要
車両その他の 運搬具	1,390,055 (1)	0	0	1,390,055	0	1,390,054	1	小型乗用自動車 (2006年5月23日 取得)
工具・器具及 び備品	233,662 (0)	0 (233,662)	0	233,662	0	0	233,662	ノートパソコン (2024年11月19日 取得)
合計	1,623,717	0	0	1,623,717	0	1,390,054	233,663	

第5 投資その他の資産明細表

(単位：円)

資産の種類	金額	摘要
長期性預金	10,000,000	2年定期・株式会社名古屋銀行
合計	10,000,000	

第6 短期借入金明細表

借入先	年利率 (%)	期首残高 (円)	当期増加高 (円)	当期減少高 (円)	期末残高 (円)	摘要
いちい信用金庫	0.168	404,174,307	0	404,174,307	0	2024.3.29借入れ (入札)
株式会社百五銀行	0.520		378,426,350	378,426,350	0	2024.9.30借入れ (入札)
大垣西濃信用金庫	0.450	0	379,407,562	0	379,407,562	2025.3.31借入れ (入札)
合計		404,174,307	757,833,912	782,600,657	379,407,562	

第7 長期借入金明細表

借入先	年利率 (%)	期首残高 (円)	当期増加高 (円)	当期減少高 (円)	期末残高 (円)	摘要
一宮市	0.000	762,635,227	0	0	762,635,227	
合計		762,635,227	0	0	762,635,227	

第8 資本金明細表

(単位：円)

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	一宮市	10,000,000	
合計		10,000,000	

第9 事業収益明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業収益	公有用地売却収益	26,360,094	都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地
附帯等事業 収益	保有土地賃貸等収益	4,769,216	保有土地一時使用料
	附帯事業収益	1,493,427	公共事業等代替地管理事業負担金
	小 計	6,262,643	
合 計		32,622,737	

第10 事業原価明細表

(単位：円)

科 目		金 額	摘 要
公有地取得 事業原価	公有用地売却原価	26,089,594	都市計画道路木曾川古知野線 道路改築事業用地
附帯等事業 原価	保有土地賃貸等原価	253,514	駐車場管理費
	附帯事業原価	1,493,427	公共事業等代替地管理費
	小 計	1,746,941	
合 計		27,836,535	

第11 販売費及び一般管理費内訳明細表

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要	
人件費	2,073,230	報酬	149,900
		給料	1,229,916
		手当	422,622
		法定福利費	264,830
		福利厚生費	5,962
経 費	170,388	需用費	14,208
		役務費	91,380
		公租公課	60,600
		減価償却費	0
		雑費	4,200
合 計	2,243,618		

2025年4月23日

一宮市土地開発公社
理事長 中野 正康 様

監 事 川松 久芳 
監 事 木野 和美 

監 査 意 見 書

一宮市土地開発公社定款第24条の規定に基づき、2024年度決算監査を行った結果について、意見を付して次のとおり報告します。

- 1 監査年月日
2025年4月23日
- 2 監査の対象となった期間
2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
- 3 監査事項
2024年度決算監査
- 4 監査の結果の概況及び意見
2024年度決算について、経理全般にわたり監査したところ、適正に執行されており、経理の帳簿は、証拠書類に基づき正確に処理され、事実と相違ないことを認める。

以上

報告第20号

一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について

一宮地方総合卸売市場株式会社の令和6年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

第 47 期 営 業 報 告 書

事業年度 $\left(\begin{array}{l} \text{自 2024年4月 1日} \\ \text{至 2025年3月31日} \end{array} \right)$

一宮市大和町氏永字仲林140番地の1
一宮地方総合卸売市場株式会社

1 営業報告

(1) 営業の概要

①国内状況について

2024年8月、コメが店頭から消え、品薄状態により価格が急上昇しました。いわゆる「令和のコメ騒動」の始まりです。要因は、異常気象による不作や農家の減少、地震臨時情報の発令に伴う買占め行動などが挙げられますが、価格の高止まりは今も継続しています。さらに同年12月頃にはキャベツや白菜他の野菜や、価格優等生といわれる卵までが急騰して国民生活に深刻な影響を及ぼしました。

輸入依存度の高い日本は食料価格の変動リスクを抱えていますが、その日本は現在、アメリカとの関税交渉でトウモロコシや大豆の輸入拡大を提案しており、コメについても交渉対象になる可能性があります。変動リスクが高まる可能性もあり、交渉結果が食料価格や日本の農業にどのように影響するのか注視していく必要があります。

国内の卸売市場は、産直やネット販売など、“取引の多様化”の進行により厳しい状況に置かれており、これまで販路拡大や経費削減、品質向上に資するコールドチェーンシステムの導入他の課題に取り組んできました。元来、卸売市場には、食の安全性や価格の透明性、流通の安定性といった点での優位性がありますので、今後は、課題解決の取組みに加えて“卸売市場があることのメリット”を地域住民他に広くアピールしていくことも大切になります。

②一宮市の取引状況

当市場の卸売事業者の業績は、取扱数量、金額とも長く減少していましたが、第44期から増加に転じ、その後はほぼ横ばいで推移しています。第47期は取扱数量が第46期より減少しましたが価格上昇の理由から、取扱金額は1割以上増加しました。

③卸売市場(株)の取組み(施設管理)

ア 市場取引の監督・指導

市場取引の公開性を尊重し、公正で秩序ある取引を確保するため、日常業務の監督・指導に努めました。

イ 施設の維持管理等

市場の施設を常に良好な状態に保つため、各施設並びに設備の保守点検及び修繕を行いました。当期は貸出による収入増を図るため、店舗棟(No.17から19)の改修工事を実施して合計で685万円余を支出しました。

ウ 関連店舗の利用状況

関連店舗については年度当初、41店舗中31.5店舗(0.5とは区画を半分に分けて貸出)を貸出して、9.5店舗は未利用(空き店舗)でした。店舗貸出しは収入増につながるため、当市場は今年度、市内の不動産会社に仲介を依頼しました、その効果もあり年度内に2.5区画(既入居1者1区画、新規入居2者1.5区画)を入居させることができ、空き店舗は7.0店舗に減少しました。引き続き空き店舗の解消に努めます。

④自主的取組

ア 「ぐりーんりんぐ」の発行(地場野菜供給センターの活動)

地場野菜供給センターは、地場野菜の生産振興や流通の促進を図るため、地産地消の推進及び食の安全の問題に積極的に取り組んでいます。具体的には、食の情報紙「ぐりーんりんぐ」を4回発行して、市内の小学校低学年には児童を通じて各家庭に配布しました。そして、小学校高学年と中学校、高校、公共施設に配置しました。なお、2024年度からは一宮市の保育園、幼稚園と稲沢市の小中学校にも配置しています。また、「ぐりーんりんぐ」の記事「季節のおすすめレシピ」について、レシピ動画を制作してYouTube配信をはじめました。動画は、チラシの記事に掲出したQRコードで確認できます。

イ 一般開放事業

卸売市場を消費者に理解してもらい、生鮮食料品などの需要拡大につなげるため「日曜新鮮市」を実施して卸売市場の発展に努めました。

(2) 取扱高の状況

青果部門の取扱数量は9,560.64トンで前期(9,835.92トン)に比べて275.28トン、2.80%の減でした。一方、取扱金額は36億6,585万円で前期(31億9,469万円)に比べて4億7,116万円、14.75%の増となりました。水産部門の取扱数量は4.9トンで前期(4.5トン)に比べて0.4トン、8.89%の増となりました。取扱金額は529万円で前期(477万円)より52万円、10.90%の増となりました。市場全体では、取扱数量が9,565.54トンで前期(9,840.42トン)に比べて274.88トン、2.79%の減、取扱金額は36億7,114万円で前期(31億9,946万円)に比べて4億7,168万円、14.74%の増となりました。当期の営業日数は247日(前期249日)で、部類別品目ごとの実績は表記載のとおりです。

部類別 品目	取扱数量 (t)				取扱金額 (万円)				
	第46期	第47期	増減		第46期	第47期	増減		
			量(t)	率			金額(万円)	率	
青果部	野菜	8,848.74	8,674.30	▲ 174.44	▲ 1.97	277,177	323,424	46,247	16.69
	果実	976.09	877.50	▲ 98.59	▲ 10.10	35,977	38,377	2,400	6.67
	その他	11.09	8.84	▲ 2.25	▲ 20.29	6,315	4,784	▲ 1,531	▲ 24.24
	計	9,835.92	9,560.64	▲ 275.28	▲ 2.80	319,469	366,585	47,116	14.75
水産部	4.5	4.9	0.4	8.89	477	529	52	10.90	
合計	9,840.42	9,565.54	▲ 274.88	▲ 2.79	319,946	367,114	47,168	14.74	

(卸売業者取引高実績報告数値)

(3) 当期の純利益 (卸売市場株式会社)

経常損益の営業損益について、営業収益は 92,688,578 円で前期(92,820,033 円)と比較して微減(131,455 円)となりました。一方、営業費用は 89,869,576 円で、前期(91,933,145 円)比較で 2,063,569 円の減となりました。

営業費用については、修繕費が店舗棟 No.17~19 の改修他により前期比 5,230,843 円の増、雑費が敷地外に伸びた樹木撤去により前期比 3,337,107 円の増となった他の増要因があった一方で、租税公課費について今期実施した受変電設備 (キュービクル 2 機) 改修により前期消費税が還付されて 5,503,650 円の減、また、貸倒償却について、今期は該当がありませんでしたので前期実績の 7,783,083 円の減となる他の減要因があり、トータルとして 206 万円余の減となりました。

その結果、営業利益は 2,819,002 円と前期(886,888 円)より 1,932,114 円増加しました。

営業外損益に関しては、営業外収益が 10,612,774 円と前期 (9,465,985 円) より 1,146,789 円増加しました。雑収入にて事故損害補償金(168 万円)や消費税還付金(138 万円)を受けて 1,142,753 円増加したのが要因です。これに、営業外費用 534,890 円 (前期比 103,487 円減) を引いた営業外収益は 10,077,884 円となり前期 (8,827,608 円) 比で 1,250,276 円の増となりました。

その結果、経常利益は 12,896,886 円となり前期 (9,714,496 円) 比で 3,182,390 円の増となりました。それに特別損益を加味して法人税、住民税及び事業税(297,204 円)と法人税等調整額(4,453,448 円)を減じた後の純利益は 8,147,234 円でした。前期 (6,059,277 円) と比較して 2,087,957 円の増となっています。

(4) 場内営業者等の概要

①卸売業者

部類別	期首	期末	会社名	社長名	資本金
青果部	1	1	大協青果株式会社	小嶋弘道	72,000千円
水産部	1	1	株式会社ヤマト水産	木村智広	3,000千円

②買受人

買受人数	期首	期末	増減	内訳（エリア別）			
				一宮	稲沢	県内	県外
	143	143	0	87	22	28	6
増減			0	0	0	0	0

③関連事業者（関連事業店舗組合等）

業種	期首	期末	業種	期首	期末
雑穀販売業	1	1	菓子販売業	2	2
食肉販売業	3	3	総合食品販売業	1	1
麺類販売業	1	1	警備業	1	1
豆腐・蒟蒻販売業	1	1	運送業	2	2
海苔・乾物販売業	1	1	中小企業協同組合	1	1
青果物販売業	1	1	住宅及び店舗のリフォーム業	1	2
機器販売業	0	1	発泡スチロール等のリサイクル業	1	1
合計				17	19

(5) 庶務の概要

主な庶務に関する事項は、次のとおりです。

① 株主総会

- ・ 定時株主総会

2024年5月16日

第1号議案 第46期（自2023年4月1日至2024年3月31日）の
営業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び
個別注記表の承認について

② 取締役会

(ア) 2024年5月14日

第1号議案 定時株主総会の開催について

第2号議案 第46期（自2023年4月1日至2024年3月31日）の
営業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び

個別注記表の承認について

(イ) 2025年2月6日

第1号議案 令和7(2025)年度 一宮地方総合卸売市場株式会社事業計画の承認について

③ 株主の状況

(ア) 期末株式数 45,000株

(イ) 期末株主数 3名

④ 期末役員数

(ア) 取締役 6名

(イ) 監査役 2名

⑤ 期末社員数 3名

2 貸借対照表

貸借対照表			
(2025年3月31日現在)			
単位：円			
資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	(18,302,134)	【流動負債】	(2,737,643)
普通預金	4,810,258	未払金	96,783
現金	25,331	未払費用	1,277,168
有価証券	10,000	未払法人税等	296,500
商品	59,113	未払消費税等	0
貯蔵品	0	預り金	106,534
前払費用	1,413,135	賞与引当金	960,658
未収入金	5,744,098		
未収消費税等	5,458,328		
未収還付法人税等	0		
立替金	815,871		
貸倒引当金	△ 34,000		
【固定資産】	(1,197,611,076)	【固定負債】	(541,015,137)
建築物	175,324,464	長期借入金	516,411,000
構築物	2,160,909	預り保証金	23,690,543
機械装置	1	退職給付引当金	913,594
車両運搬具	1		
器具備品	360,776		
一括償却資産	0	負債合計	543,752,780
土地	1,016,324,088		
建設仮勘定	0		
電話加入権	164,750		
長期前払費用	784,400		
長期繰延税金資産	2,491,687		
前払年金費用	0		
		(純資産の部)	
		【株主資本】	(672,160,430)
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	350,000,000
		その他資本剰余金	350,000,000
		利益剰余金	232,160,430
		繰越利益剰余金	232,160,430
		うち当期純利益	8,147,234
		自己株式	△ 10,000,000
			672,160,430
		純資産合計	672,160,430
合 計	1,215,913,210	合 計	1,215,913,210

3 損 益 計 算 書

損 益 計 算 書			
自 2024年 4月 1日			
至 2025年 3月 31日			
単位：円			
区 分	科 目	金	額
経 常 損 益 の 部	【営業収益】		
	市場 使用 料	90,148,578	92,688,578
	市場 共 益 費	2,540,000	
	【営業費用】		
	一 般 管 理 費		89,869,576
	給 料 手 当	17,458,861	
	賃 退 職 給 付 費	0	
	厚 生 福 利 通 費	896,638	
	旅 交 際 費	3,012,031	
	交 際 費	179,356	
	会 議 費	0	
	広 告 宣 伝 費	3,894	
	水 道 光 熱 費	242,485	
	消 耗 品 費	2,488,552	
	修 繕 費	938,095	
	保 守 繕 理 料	18,445,104	
	借 入 地 賃 料	6,100,380	
	減 価 償 却 費	5,569,824	
	負 担 費	11,197,404	
	租 税 公 課	2,761,400	
	車 輜 費	5,082,150	
火 災 保 險 料	175,876		
通 信 費	2,775,330		
リ ン 生 料	96,444		
清 掃 衛 生 費	1,213,080		
雑 費	4,691,570		
貸 倒 償 却	6,507,102		
	34,000		
	営 業 利 益		2,819,002
営 業 外 損 益	【営業外収益】		
	受 取 利 息	4,092	10,612,774
	受 取 配 当 金	400	
	賃 貸 雑 収 入	6,027,288	
	4,580,994		
【営業外費用】			
支 払 利 息	534,889		
	1		
	534,890		
	経 常 利 益		12,896,886
	【特別利益】		
	貸 倒 引 当 金 戻 入	48,000	1,000
	【特別損失】		
	税 引 前 当 期 純 利 益		12,897,886
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		297,204
	法 人 税 等 調 整 額		4,453,448
	当 期 純 利 益		8,147,234

*参考 損益計算書（前期比較）

参考資料 損益計算書（前期との比較表）

区分	科目	第47期	第46期	増減	摘要(主な要因、増減理由)
経常損益の部	【営業収益】				
	市場使用料	90,148,578	89,844,033	304,545	主な収入 …大協5,389万円(比+119万円) …森心1,168万円(比▲171万円)
	市場共益費	2,540,000	2,976,000	△436,000	減理由…P契約満了(▲38万円)
	営業収益合計	92,688,578	92,820,033	△131,455	
	【営業費用】(一般管理費)				
	給料手当	17,458,861	16,883,859	575,002	
	賃借料	0	0	0	
	退職給付費用	896,638	542,642	353,996	
	厚生福利費	3,012,031	2,937,208	74,823	
	旅費交通費	179,356	183,304	△3,948	
	交際費	0	14,320	△14,320	
	会議費	3,894	4,320	△426	
	広告宣伝費	242,485	104,600	137,885	
	水道光熱費	2,488,552	2,699,579	△211,027	
	消耗品費	938,095	482,179	455,916	
	修繕費	18,445,104	13,214,261	5,230,843	主な支出 …店舗棟No17-18改修398万円 同 No19 改修287万円
	保守管理料	6,100,380	5,910,364	190,016	
	借地料	5,569,824	5,569,824	0	
	減価償却費	11,197,404	10,798,411	398,993	
	負担金	2,761,400	1,837,888	923,512	増理由…地場野菜供給センター 負担金77万7千円
	租税公課	5,082,150	10,585,800	△5,503,650	減理由 …消費税還付(前期比▲543万円)
	車輻料	175,876	244,894	△69,018	
	火災保険料	2,775,330	2,690,625	84,705	
	通信用料	96,444	111,359	△14,915	
	リース料	1,213,080	1,213,080	0	
	貸倒償却	0	7,783,083	△7,783,083	減理由 …47期実績無(不納欠損処理)
	貸倒引当金繰入額	34,000	0	34,000	
清掃衛生費	4,691,570	4,951,550	△259,980		
雑費	6,507,102	3,169,995	3,337,107	主な支出 …店舗棟No17-18冷蔵庫処分 109万円 樹木伐倒撤去356万円	
営業費用合計	89,869,576	91,933,145	△2,063,569		
営業利益	2,819,002	886,888	1,932,114		
営業外損益	【営業外収益】				
	受取利息	4,092	56	4,036	
	受取配当金	400	400	0	
	貸借収入	6,027,288	6,027,288	0	
	雑収入	4,580,994	3,438,241	1,142,753	主な収入 …事故損害補償金168万円 消費税還付138万円
	貸倒引当金戻入額	0	0	0	
	営業外収益合計	10,612,774	9,465,985	1,146,789	
	【営業外費用】				
	支払利息	534,889	638,377	△103,488	
	雑損失	1	0	1	
営業外費用合計	534,890	638,377	△103,487		
営業外利益	10,077,884	8,827,608	1,250,276		
経常利益	12,896,886	9,714,496	3,182,390		
特別損益	【特別利益】				
	貸倒引当金戻入	1,000	48,000	△47,000	
特別損失	【特別損失】				
	建設仮勘定除去損	0	0	0	
税引前当期純利益	12,897,886	9,762,496	3,135,390		
法人税	法人税、住民税及び事業税	297,204	296,588	616	
	法人税等調整額	4,453,448	3,406,631	1,046,817	
	法人税合計	4,750,652	3,703,219	1,047,433	
当期純利益	8,147,234	6,059,277	2,087,957		

4 株主資本等変動計算書

自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月 31日
(単位:円)

【株主資本】

資本金	前期末残高	100,000,000
	当期変動額	
	当期末残高	<u>100,000,000</u>
資本剰余金		
その他の資本剰余金	前期末残高	350,000,000
	当期変動額	
	当期末残高	<u>350,000,000</u>
資本剰余金合計	前期末残高	350,000,000
	当期変動額	
	当期末残高	<u>350,000,000</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	224,013,196
	当期変動額 (当期純利益金額)	<u>8,147,234</u>
	当期末残高	232,160,430
利益剰余金合計	前期末残高	224,013,196
	当期変動額	<u>8,147,234</u>
	当期末残高	232,160,430
自己株主	前期末残高	-10,000,000
	当期末残高	-10,000,000
株主資本合計	前期末残高	664,013,196
	当期変動額	<u>8,147,234</u>
	当期末残高	672,160,430
純資産の部合計	前期末残高	664,013,196
	当期変動額	<u>8,147,234</u>
	当期末残高	672,160,430

5 個別注記表

自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月 31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 時価のあるもの……移動平均法に基づく原価法

イ. 時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法(ただし1998年4月1日以降に取得した建物、並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法)

無形固定資産……定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 976,578,956 円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 45,000 株

4. 一株当たり情報に関する注記

(1) 一株当たりの純資産額 15,276 円 37 銭

(2) 一株当たりの当期純利益 185 円 16 銭

第 47 期 付 属 明 細 書

1. 固定資産の取得及び処分明細書

単位：円

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末残高	摘要
有形固定資産	建物	107,512,352	76,877,652	0	9,065,540	175,324,464	
	構築物	2,450,164	0	0	289,255	2,160,909	
	機械装置	1	0	0	0	1	
	車両運搬具	1	0	0	0	1	
	器具備品	388,822	215,930	1	243,975	360,776	
	一括償却資産	824,634	0	0	824,634	0	
	土地	1,016,324,088	0	0	0	1,016,324,088	
建物	2,640,000	0	2,640,000	0	0		
計		1,130,140,062	77,093,582	2,640,001	10,423,404	1,194,170,239	
無形固定資産	電話加入権	164,750	0	0	0	164,750	
	計	164,750	0	0	0	164,750	
投資その他資産	長期繰延税金資産	6,945,135	0	4,453,448	0	2,491,687	
	長期前払費用	1,558,400	0	0	774,000	784,400	
	前払年金費用	0	0	0	0	0	
計		8,503,535	0	4,453,448	774,000	3,276,087	
合計		1,138,808,347	77,093,582	7,093,449	11,197,404	1,197,611,076	

2. 担保権設定明細書

担保の目的たる資産		担保権の設定状況	
区分	期末簿価		
建物	175,324,464	土地及び株式購入資金として2014年10月に100,000千円、2021年3月運転資金とし	
土地	1,016,324,088	て30,000千円、2024年6月受変電施設改修工事等として78,990千円いずれも愛知西農協	
合計	1,191,648,552	より借り入れた借入債務に対する担保。	

監 査 報 告 書

私たち監査役は 2025 年 5 月 7 日、一宮地方総合卸売市場株式会社本店において第 47 期営業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）に係る監査を行いました。

それまで、当該営業期間に開催された取締役会に出席して執務が適正に執行されているかを確認してまいりましたが、当日は事務局から執務内容や実施経過について説明を受け、帳簿等の関係書類に齟齬はないか慎重に実地検査いたしました。その結果を下記項目により報告します。

記

1. 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従って作成され、会社財産や損益状況を正確に示していると認める
2. 営業報告書の内容は、真実であると認める。
3. 株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令・定款及び会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はない。
4. 取締役の職務執行に関して不正行為や法令もしくは定款に違反する事実はなく、指摘すべきことはない。
5. 付属明細書は、法令及び定款に適合して作成されているものと認める。

2025 年 5 月 7 日

一宮地方総合卸売市場株式会社

監査役 岡田 糧 

監査役 松岡 頼考 

報告第21号

いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について

いちのみや未来エネルギー株式会社の令和7年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和7年6月5日提出

一宮市長 中野正康

いちのみや未来エネルギー株式会社事業計画

(令和7年5月1日から令和8年4月30日まで)

1 電力販売計画

令和5年7月から市内公共施設82件、令和6年4月から「市役所本庁舎」など市内公共施設3件の計85件に21,290千kWh（令和6年2月末時点での年間販売電力量見込み）の電力供給をしています。

令和7年4月から新たに「尾西グリーンプラザ」など7施設、8月から「新保健所」に電力を供給し、今期の年間販売電力量は22,300千kWhを想定しています。（供給先施設の詳細は別紙）

2 収支計画

売上高は6億4千4百万円（対前年計画比4.5%増）、営業利益は2千3百万円（対前年計画比増減なし）を確保する予定です。なお、容量拠出金として2千1百万円、利益活用・寄付金として2千5百万円を計上しています。

3 利益活用策の検討

事業活動で得られた利益については、当社の設立趣旨に鑑み、再生可能エネルギーの普及拡大、省エネ、環境教育など、エネルギーの地産地消や地域課題解決に資する取組みに活用する予定です。

第4期 収支計画
(令和7年5月1日から令和8年4月30日まで)

(単位:千円)

科目	金額		
	収入	支出	
売上高	643,659		
売上原価		565,845	
-電源調達費		426,068	
-託送費		106,767	
-容量拠出金		21,484	
-その他		11,526	
売上総利益			77,815
販売費及び一般管理費		55,299	
-営業費		24,000	
-人件費		1,380	
-利益活用		25,000	
-その他		4,919	
営業利益			22,515
営業外収益	0		
営業外費用		0	
税引前当期純利益			22,515
法人税等		6,755	
当期純利益			15,761

※千円未満を四捨五入して表示しています。

電力販売計画

1 供給先施設

対象施設	予定供給量 (千kWh)
本 庁 舎	2,646
機 械 式 立 体 駐 車 場	14
新 保 健 所	484
浅井いこいの広場	53
北方いこいの広場	59
時之島いこいの広場	77
丹陽いこいの広場	44
千秋いこいの広場	52
葉栗いこいの広場	75
萩原いきいきセンター	130
奥いきいきセンター	48
尾 西 斎 場	67
環 境 セ ン タ ー	555
光 明 寺 最 終 処 分 場	247
ゆうゆうのやかた	228
奥 町 公 園 野 球 場	42
五 城 グ ラ ウ ン ド	8
木 曾 川 運 動 場	60
九 品 寺 公 園 競 技 場	120
平 島 公 園 野 球 場	45
尾 西 グ リ ー ン プ ラ ザ	251
博 物 館	793
尾 西 歴 史 民 俗 資 料 館	46
三 岸 節 子 記 念 美 術 館	462
豊 島 記 念 資 料 館	15
子 ども 文 化 広 場 図 書 館	72
玉 堂 記 念 木 曾 川 図 書 館	176
尾 西 図 書 館	100
市 立 小 中 学 校 (61校)	6,838
北 部 学 校 給 食 共 同 調 理 場	355
南 部 学 校 給 食 共 同 調 理 場	380
市 民 病 院	7,711
き き よ う 会 館	48
合 計	22,300

(注) 端数処理の関係で数値が一致しない場合があります。

販売電力量 22,300千kWh

2 調達電源 (第4期分)

東邦ガス株式会社

調達電力量 23,181千kWh

上記調達電力量のうち、環境センター・市内太陽光発電所(8か所)から前年並みの約7割を調達予定